

両大戦間期の工業学校教育の展開

——岐阜県における工業学校の開設を事例として——

三 羽 光 彦

序

(1) 課題

第二次大戦前の日本の学校教育は、強力な中央集権的国家統制のもと、学校種別ごとに全国一律の教育課程が実施されていたように一般的には理解されがちである。確かに、小学校、中学校、高等女学校などの初等・中等段階の普通教育を施す学校については、教育課程の全国的基準が画一的に制定されていた。周知のように、たとえば小学校については小学校令施行規則で、中学校については中学校令施行規則および中学校教授要目で、高等女学校については高等女学校令施行規則および高等女学校教授要目で、それぞれの教育課程が詳細に規定され、全国的な標準化と画一化をもたらしていた。

ところが、実業教育については事情がやや異なっている。実業教育を目的とする学校は、1899(明治32)年の実業学校令制定以降、実業学校、実業専門学校、実業補習学校(1935年以降は青年学校となった。)の3種に大別されていた。このうち、実業学校では学校種別ごとに、工業学校規程、徒弟学校規程、商業学校規程、農業学校規程、水産学校規程、商船学校規程など入学資格・修業年限・学科目等の全国的基準が定められた。しかしながら、各科目の教授要旨や毎週教授時数などに関するなんらかの拘束力をもつ教授要目に相当する全国的基準については、実業学校では、1943(昭和18)年に「実業学校教科教授及修練指導要目案」(文部省国民教育局长通牒)が出されるまで存在しなかった。とは

いえ、1920年代には、文部省による実業学校の教育課程標準化の試みがみられる。実業諸学校の規程改正に伴って、1922(大正11)年に実業学務局が、工業学校、農業学校、商業学校の教育課程の標準を示した。これは、実業諸学校の校長協議会などに諮問するなどして作成されたもので、学校の新設や学則の変更などの際の一定の基準となったとみられる。また、1930年代に入ると、まず公民科および修身で、さらに国語、歴史、地理で実業学校の教授要目が制定された。しかしながら、学科がほとんど商業科のみで専門科目の種類も少ない商業学校では、教育課程で早くから全国的な標準化がみられたが、工業学校や農業学校では、教育課程、設備、学校経営等において、全国的にかなりのバリエーションがみられた。特に、工業学校については、学科種別、設置地域の状況などによってかなりの差異が存在したといわれている。

1921(大正10)年に改正された工業学校規程には、工業学校で設置を想定した9分野75種の学科が例示されているが、この中の半数程度は実際に設置されなかった。それに反して、ここに例示されていない学科で実際に設置されたものは、50以上にのぼるという調査がある¹⁾。さらに、名称の同じ学科でも、その教育課程に相当の多様性があったといわれる。たとえば、教育課程の標準化が一層進化していたとみられる1934(昭和9)年の調査でも、全国の工業学校の機械科の学科の種類、各教科・実習等の授業時数などは学校や地域ごとにかなりの違いがあったことが報告されている。工業学校の教育課程では、他の学校に比較して、設置者の裁量の余地が大きかったことの証左である。この調

査報告を行なった工業学校教諭の阿部巽は、「工業学校の学科配当が中学のものに比べて如何に多くの融通性があり、地方色なり経営者の独創なりが加味されていく行く余地が多いかといふことがわかる²⁾」と論評している。

このように、工業学校は、戦前の学校制度のなかにあって、いくらか特異な存在であったともいえよう。そもそも、学校教育はなんらかの形で地域と結び付いて展開するものであるが、戦前の学校のなかでその繋がりがより鮮明に見えるのが工業学校である。工業学校教育は、それぞれ特色をもった地域の伝統工業や、今世紀以降急テンポで発展した近代工業と密接に関連して形成・発展している。工業学校教育が多様なヴァリエーションをもつことはこうしたことによるのではないかと思われる。とりわけ、両大戦間期には、金属、機械などの近代工業の基幹的分野の関連学科や、電気、化学といった新たに展開した分野の関連学科が発展し、従来までの伝統的工業の関連学科を含めると多種多様な内容にわたり、その歴史的变化も著しい。工業学校が国家総動員体制の一環に組み込まれ、既存学科の重化学工業関連学科への強制的転換が実施された戦時期に比較すると、戦間期の工業学校教育は、地域社会と学校という視角からみて、学校制度史研究の興味深い対象である。

(2) 視角と方法

以上述べたように、工業学校については、当該地域との関係で個別に調査しないと、具体的なありようが不明な部分が多い。したがって、工業学校研究には、特に個別のケース・スタディーが必要である。こうした視角からの研究としては、豊田俊雄編著の『わが国離陸期の実業教育』(1982年)、『わが国産業化と実業教育』(1984年)の両書がある。前者は徒弟学校史³⁾、後者は実業補習学校史⁴⁾についての貴重な労作を含んでおり、地域社会の中から学校が生成・発展していくようすが明らかにされている。しかし、両大戦間期の工業学校については、研究対象となっていない。両大戦間期の工業学校の地

域研究を行なったものとしては、小野征夫「中等工業教育の地域的形成と学校制度の展開——大阪府の地域事例研究——」(1981年)⁵⁾、小野征夫・千野陽一「近代日本における工業学校制度の展開過程に関する研究——東京都の事例を中心に——」⁶⁾ (1983年) がある。前者は「実習重視の『大阪型』」といわれる大阪府を対象とし、後者は「学理重視の『東京型』」⁷⁾といわれる東京都を対象として、それぞれ近代工業の先進地における工業学校の形成と発展について考察している。そして、両論文は結論として、両大戦間期の東京と大阪では、「学校形態において多層的であるとともに、工業の諸分野を網羅する地域的な中等工業教育の学校網が形成されいく」と論じている。ところで、これらの研究は、近代工業の先進地を事例としているが、他方、いわば後進地域の事例についてはほとんど研究されていないようにみられる。

そこで、本論文ではこの点を踏まえ、岐阜県を対象として戦間期の工業学校教育の史的考察を行なうこととする。岐阜県は甲種工業学校の設置が全国でも最も遅い府県に属する。とはいって、1926(大正15)年には一挙に工業学校2校を開設した。その後、それらは県内の工業教育のセンターとなり、地域の産業と結び付いて工業教育を発展させている。本論文では、この工業学校の開設を事例にして、両大戦間期の岐阜県の工業学校教育の形成を、地域と学校という視角から考察することをめざした。

次に簡単に本研究の構成について述べておく。第I章では、先行研究に基づき、両大戦間期の工業学校の全国的動向について整理しておく。第II章では、岐阜県での工業学校開設の背景を、中等学校増設問題や岐阜県産業との関係で考察するとともに、工業学校設置を求める県民世論について分析する。第III章では、工業学校開設に際しての工業試験場の役割について明らかにする。第IV章では、県会の審議や工業学校開設に向けての地域の協力などを検討し、工業学校2校の開設に至る経緯を明らかにする。第V章では、設置された工業学校2校と甲種課程を新設した多治見工業学校のそれぞれの入学

資格、修業年限、教育課程について戦間期の工業学校政策との関連で考察する。

- 1) 角田真己『我が国工業学校の歴史的研究——学科構成の変遷を中心に』(名古屋大学教育学部教育学科技術教育学研究室 1984 年度卒業論文) p.46.
- 2) 阿部巽「工業学校を紹介する」『教育』第 4 卷第 9 号、1936 年 9 月、p.1339.
- 3) 豊田俊雄編著『わが国離陸期の実業教育』(1982 年、国際連合大学発行)は徒弟学校の成立と展開に関する実証的研究をその内容としている。
- 4) 豊田俊雄『わが国産業化と実業教育』(1984 年、国際連合大学発行)の第 2 章は、佐藤守「実業補習学校の成立と展開——わが国実業教育における位置と役割——」という論文になっている。
- 5) 小野征夫「中等工業教育の地域的形成と学校制度の展開——大阪府の地域事例研究——」国民教育研究所編集『国民教育』第 47 号、1981 年冬季号、p.156.
- 6) 小野征夫・千野陽一「近代日本における工業学校制度の展開過程に関する研究——東京府の事例を中心とする——」『東京農工大学一般教育部紀要』1983 年、p.9.
- 7) 三井透「高等小学校に於ける関東型と関西型」『教育』第 2 卷第 10 号、1934 年 10 月、においてこのような分類がみられる。
- 8) 前掲 小野「中等工業教育の地域的形成と学校制度の展開」p.185.

第 I 章 工業学校教育の動向

本章では、本論文の対象とする戦間期における岐阜県の工業学校の開設が、日本の工業学校制度史上どのような位置にあるか、おおよその構図を得るために、先ず、工業学校制度の特質と両大戦間期における工業学校の量的拡大について論じておく。

第 1 節 工業学校制度の特徴

1894(明治 27)年に徒弟学校規程が制定されるが、これがわが国最初の工業学校関係の規程である。徒弟学校は、伝統的な徒弟制度の欠陥是正を目的としたもので、軽工業関係を中心として発展したといわれている。一方、工業学校規程は、1899(明治 32)年の実業学校令の制定にともない初めて定められた。さらに、1921(大正

10) 年)の改革で徒弟学校は廃止され、中等程度の工業教育機関は工業学校のみとなった。ところが、それ以降、工業学校において甲・乙 2 種の制度の区別が始まった。甲・乙 2 種の区別は、農業学校、商業学校および商船学校では、法規定上の制度として 1899(明治 32)年の規程で定められていた。しかし、1921(大正 10)年の農業学校規程の改正と商業学校規程の改正、そして 1923(大正 12)年の商船学校規程の改正で、この法制上の規定は廃止された。ところが、法規定上は廃止されても、入学資格と修業年限の違いに対応して甲・乙 2 種の区別は制度として残された。他方、工業学校には、このように 2 種に分かつ法制上の規定は從来からもなかったが、1921(大正 10)年の規程改正により、工業学校でも入学資格と修業年限を農業学校、商業学校等と同様に揃えたことが関係して、逆に、1921(大正 10)年の改正以降、工業学校においても甲・乙 2 種の制度の区別が始まった。すなわち、「尋常小学校卒業程度ヲ以テ入学資格トスル修業年限五年」および「高等小学校卒業程度ヲ以テ入学資格トスル修業年限三年」を基準として、それ以上の程度のものを甲種、それに満たない程度のものを乙種としたのである。

この区別は修業年限や入学資格の差異に基づいているが、これが単なる慣行ではなく重要な意味を帯びてくるのは、1924(大正 13)年 3 月の文部省告示により、甲種程度の実業学校卒業者に、専修の一般指定、すなわち専門学校入学者検定規程における一般専門学校入学に関する無試験検定の指定を与えて以降のことである。これは、専門学校の入学試験の受験資格(入学許可ではない)を検定試験なしで与えるもので、これに連動して、高等学校高等科への入学資格も与えられる制度となっていた。こうして、甲種実業学校卒業者については中学校卒業者と同等に、高等学校および専門学校の入学試験の受験資格が与えられることになった。すなわち、実業学校のうち甲種のものは、学校体系上の位置としては、中学校と同等の中等学校のレベルとされるようになったといえる。次節でみると、中等教育への進学要求が一般大衆の中で

第1表 工業学校(甲・乙)の学科種別ごとの設置学校数(1933年)

種類	学科名称例	設置する学校数		
		甲種	乙種	計
機械および金属に関する学科	機械科、鉱山機械科、金属科 精密機械科等	63	21	84
電気に関する学科	電気機械科、電気化学科等	29	7	36
化学に関する学科	応用化学科、醸造科、燃料科等	24	0	24
窯業に関する化学	窯業科、陶磁科等	5	3	8
繊維工業に関する学科	繊維工芸科、色染科、機械科 染織科等	31	18	49
土木に関する学科	土木科等	30	0	30
建築に関する学科	建築科、土木建築科等	54	12	66
造船に関する学科	造船科等	0	1	1
鉱山に関する学科	鉱山科、採鉱科、冶金科、 採鉱冶金科等	4	0	4
工芸に関する学科	图案科、金属工芸科、木材工芸科 印刷工芸科、漆工科、写真科等	59	27	86
その他	工業科等	3	7	10

注. 秋保安治「工業教育」(『教育学辞典』 1937年、岩波書店 p.704) の表による。

第2表 工業学校(甲種)の学科種別ごとの設置学校数の変遷(1903年度~1933年度)

年度 \ 学科種別	1903	1907	1911	1915	1919	1921	1923	1925	1927	1929	1931	1933
機械・金属関係	4	8	15	19	21	28	33	36	49	41	55	63
建築関係	1	3	9	11	12	17	25	35	44	44	56	54
土木関係	1	1	1	1	1	3	6	12	15	20	24	30
電気関係	0	0	2	7	11	16	20	23	28	27	29	29
化造関係	0	0	4	5	12	14	20	21	20	20	24	24
船舶関係	0	1	0	0	0	0	1	1	1	1	0	0
印刷関係	0	0	0	0	1	1	2	2	2	2	3	3
图案関係	1	1	5	7	7	7	10	10	12	12	15	13
鉱業関係	1	1	2	2	2	5	5	4	5	4	4	4
繊維関係	11	13	18	14	15	23	26	28	32	32	36	31
木工関係	2	1	4	4	8	18	16	24	30	27	33	28
金属工芸関係	2	2	3	2	3	9	7	7	7	7	11	6
漆工芸関係	1	1	4	4	6	6	9	9	9	8	10	8
その他の工芸関係	2	2	1	1	0	1	1	1	1	0	0	0
塗装関係	3	3	3	3	3	4	4	7	9	5	10	5
黒塗関係	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1
酸造関係	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0
その他の他	6	9	0	1	0	3	2	1	1	2	2	3

- 注.
1. 1921年度以前は、工業学校に甲・乙の区別がなく全部を含む。
 2. 角田眞己「我が国工業学校の歴史的研究——学科構成の変遷を中心に」(名古屋大学教育学部技術教育学研究室1984年度卒業論文)の調査による。同論文の調査では、学科がさらに数個の分科にわかれる場合、その分科を1学科として算出してある。なお、原資料は各年度の「文部省年報」および文部省「国公私立実業学校=関スル諸調査」である。

強まる」とされる 1920 年代以降に、乙種ではなく甲種の工業学校の増設が顕著なのは、こうした点も関係していると考えられる。

次に、甲種と乙種の教育内容の傾向について簡単にみておこう。第 1 表は、1933(昭和 8)年度の工業学校の甲種と乙種の設置学科の比較であるが、それによって工業学校の甲種と乙種を比べると、甲種は機械・金属、電気、化学、土木に関する学科が多いのが特徴的である。乙種は比較的、繊維、建築に関する学科が多い。両者に共通するのは、機械・金属、工芸に関する学科が多いことである。このことから、甲乙の両者を比べる限り、甲種工業学校が近代工業に関した学科が多く、乙種が在来工業もしくは軽工業に関した学科が多いという傾向がみられるといえよう。ただし、両者とも、工芸に関する学科が多いことは、この傾向が必ずしも明瞭でないことを示唆している。

それでは学科の種類の歴史的変遷はどうであろうか。本論文で対象とする甲種工業学校についてみてみよう。第 2 表は、工業学校(1923 年度からは甲種のみ)の設置学科種別の変遷を表にしたものである。これをみると、今世紀初頭には、工業学校で最も多く設置されていた学科が、繊維関係の学科であることが知られる。そして、1910 年代には機械・金属、建築関係の学科が増え、それ以降は、機械・金属関係の学科が最も多く設置されている。1920 年代に入ると、前半には、電気関係、化学関係の学科が増え、後半には、木工関係、土木関係の学科が増えている。1920 年代後半以降、繊維関係の学科の増設はそれほど顕著ではないが、機械・金属関係と建築関係の学科は引き続き増設されている。なお、乙種工業学校では、以上のような設置学科の変遷が甲種ほど鮮明ではない。

第 2 節 工業学校の量的発展

工業学校では近代工業関係の教育が期待されたが、1910 年代までは工業学校数の増加がそれほど顕著ではなく、むしろ徒弟学校の増加がめだっている。ところが、1910 年代以降になると

次第に工業学校数が増加している。本節では、1910 年代から 30 年代までを視野にいれて工業学校の量的拡大をみることにする。第 3 表は、1910 年代以降の工業学校数の変遷である。これによると、徒弟学校を含めた工業学校の数は、1912(大正元)年から 1943(昭和 18)年の中等学校令による制度改革までの 30 年間に 1.69 倍に増加している。このうち増加が著しいのは甲種工業学校(1921 年の工業学校規程改正以前の工業学校は、甲乙の両種に分かつ慣行がなかった。しかし、一応、1921 年度以前はすべての工業学校を甲種として比較した。以下、本節で甲種工業学校とした場合同様である。)である。甲種工業学校数は同時期の 30 年間に 5.86 倍となっている。また、この期間で特に増加が著しいのは、1920 年代前半の時期と 1930 年代末から 1940 年代初めにかけて二つの時期である。前者の時期については、たとえば 1918(大正 7)年から 1923(大正 12)年までの 5 年間に甲種工業学校数は 1.90 倍となっている。後者については、1937(昭和 12)年から 1942(昭和 17)年までの 5 年間に 1.74 倍となっている。次に、両大戦間期はどうであろうか。たとえば、1917(大正 6)年から 1937(昭和 12)年までの 20 年間をとりあげると、甲種工業学校数は 3.36 倍となっている。この時期の工業学校の増設が著しいことがわかる。

さらに、生徒数についても同様のことが指摘できる。徒弟学校および乙種工業学校を含めた工業学校全体の生徒数の増加をみると(第 4 表)、1912(大正元)年から 1943(昭和 18)年の 30 年間に、7.23 倍となっている。このうち同時期の甲種工業学校の生徒数の増加は、16.86 倍にものぼっている。これを、1918(大正 7)年から 1923(大正 12)年までの 5 年間にについてみると(第 5 表)、徒弟学校も含めた工業学校全体の生徒数では、徒弟学校が廃止されているので、0.90 倍と減少しているが、甲種工業学校生徒数は 2.24 倍と急増している。1937(昭和 12)年から 1942(昭和 17)年までの 5 年間については、工業学校全体の生徒数は、1.98 倍の増加であるが、甲種工業学校生徒数は 2.11 倍の増加であ

る。1917(大正 6)年から 1937(昭和 12)年までの 20 年間では、工業学校全体の生徒数は 2.53 倍の増加でしかないが、甲種工業学校生徒数は 6.04 倍も増加している。

以上の点をまとめると次のことがいえる。まず、1910 年代末以降の工業学校の学校数および生徒数の増加は、甲種工業学校における増加として特徴づけられる。そして、その増加の顕著

な時期として、1920 年代前半の時期と 1930 年代の末から 1940 年代の初めにかけての時期の二つがあげられる。前者は第一次大戦後の近代工業の発展期であり、後者は重化学工業化が進んだ戦時期である。

1) 1921(大正 10)年 1 月 12 日制定の「工業学校規程」の第 1 条。

第3表 工業学校数の変遷(1911年度～1942年度)

種別 年度	工業学校(甲種)数			徒弟学校数			工業学校(乙種)数			合計
	計	公立	私立	計	官公立	私立	計	官公立	私立	
1911	34	33	1	108	105	3				142
1912	36	34	2	108	104	4				144
1913	35	33	2	113	109	4				148
1914	35	33	2	118	111	7				153
1915	36	34	2	123	114	9				159
1916	36	34	2	129	122	7				165
1917	36	34	2	131	123	8				167
1918	40	38	2	136	126	10				176
1919	41	39	2	130	118	12				171
1920	54	52	2	126	115	11				180
1921	61	58	3	122	110	12				183
1922	67	63	4				34	30	4	101
1923	76	72	4				31	27	4	107
1924	78	74	4				28	24	4	106
1925	82	77	5				27	23	4	109
1926	85	79	6				33	27	6	118
1927	87	81	6				25	21	4	112
1928	88	82	6				27	23	4	115
1929	92	83	9				26	22	4	118
1930	92	84	8				26	22	4	118
1931	92	83	9				29	25	4	121
1932	93	84	9				29	25	4	122
1933	95	85	10				29	25	4	124
1934	99	89	10				28	24	4	127
1935	107	98	9				35	31	4	142
1936	110	101	9				42	38	4	152
1937	121	111	10				43	39	4	164
1938	130	119	11				50	46	4	180
1939	164	149	15				47	41	6	211
1940	180	161	19				45	39	6	225
1941	191	170	21				28	24	4	219
1942	211	185	26				29	24	5	240

注. 原資料等は第4表と同じ。

両大戦間期の工業学校教育の展開(三羽)

第4表 工業学校生徒数の変遷(1911年度～1942年度)

種別 年 度	工業学校(甲種)生徒数	徒弟学校生徒数	工業学校(乙種)生徒数
1911	5,595	10,018	
1912	6,237 (1.115)	10,824 (1.080)	
1913	6,443 (1.033)	12,149 (1.122)	
1914	6,843 (1.062)	13,461 (1.108)	
1915	7,101 (1.037)	14,557 (1.081)	
1916	7,526 (1.060)	15,725 (1.080)	
1917	8,233 (1.094)	16,403 (1.043)	
1918	8,892 (1.080)	17,399 (1.061)	
1919	10,041 (1.129)	17,560 (1.009)	
1920	12,254 (1.220)	17,107 (0.974)	
1921	14,996 (1.224)	19,022 (1.112)	
1922	17,453 (1.164)		4,013
1923	19,917 (1.141)		3,698 (0.921)
1924	21,387 (1.074)		3,733 (1.009)
1925	22,835 (1.068)		3,924 (1.051)
1926	24,985 (1.094)		4,220 (1.075)
1927	26,359 (1.055)		4,177 (0.990)
1928	28,238 (1.071)		4,133 (0.989)
1929	30,343 (1.075)		4,274 (1.034)
1930	31,821 (1.049)		4,435 (1.038)
1931	32,452 (1.020)		4,882 (1.101)
1932	33,553 (1.034)		5,262 (1.078)
1933	35,441 (1.056)		5,323 (1.012)
1934	37,206 (1.050)		5,718 (1.074)
1935	40,819 (1.097)		7,753 (1.356)
1936	43,930 (1.076)		10,743 (1.386)
1937	49,751 (1.133)		12,487 (1.162)
1938	56,246 (1.131)		13,922 (1.115)
1939	66,828 (1.188)		18,595 (1.336)
1940	82,673 (1.237)		24,142 (1.298)
1941	85,407 (1.033)		22,563 (0.935)
1942	105,162 (1.231)		18,120 (0.803)

- 注.
- ()内は前年度比の数値である。
 - 各年度の『文部省年報』の数値による。『文部省年報』掲載数値の調査時点は、1899年度より1942年度までは、各年度3月1日現在の数値である。
 - 生徒数には、本科のほか、予科・別科・専修科・選科・研究科・専攻科・補習科などの生徒および外国人生徒を含む。
 - 1922年度以降は、徒弟学校の種別が廃され、工業学校(乙種)の種別が新たに設けられた。
 - 上記の時期は、大正期以降、1943年公布・施行の中等学校令より前の時期とした。

第5表 工業学校(甲種)生徒数の各5年間の増加率

期 間	増加率%	期 間	増加率%
1913年度～1918年度	138.01	1927年度～1932年度	127.29
1918年度～1923年度	223.99	1932年度～1937年度	148.28
1923年度～1928年度	141.78	1937年度～1942年度	211.38

注. 前表の数値より作成。

第二章 岐阜県における工業学校開設の背景

岐阜県では、大正期まで、中学校や実業学校など中等程度の学校の整備が、全国的にみてかなり遅れていた。しかし、第一次大戦期以降は、中等学校増設の県民の要望が高まり、しだいに整備されるようになった。工業学校についても、1920年代に入ると、設置の機運がみられるようになった。これには当時の岐阜県の産業の発展とその特質が深く関係していると思われる。本章では、県民の中等教育要求や岐阜県の工業の構造的变化など、工業学校開設の背景を考察することにする。

第1節 第一次大戦後の中等学校増設問題

岐阜県は、明治中期以降、他府県に比較して中等学校の整備が立ちおくれていた。特に、大正期になると、近県と比較して中学校や実業学校の数が少ないこと、あるいは、県人口に対する中等学校生徒の率が低いことなどが、県民世論において重大な問題として騒がれるようになってきていた。まず、この点を県会の議論に即してみてみよう。

1917(大正6)年の通常県会で¹⁾、岐阜県の中等教育が不振であることが、他県と比較して議論されている。井深常治郎議員(揖斐郡)は、三重、愛知、長野などの近県と比べ、中等程度の学校の整備が劣っていることをとりあげ、從来までの県当局の方針や政策にその原因があると指摘した。井深議員の求めによって県が提出した1916(大正5)年度の資料でも、県民一人当たりの教育費が全国平均よりかなり低いこと、人口歩合からみた中学校生徒数および高等女学校生徒数がともに近県と比較して低いことを明らかにしていた。これについて、石橋和知事は、前任県の佐賀県と比較しつつ、岐阜県からは英雄が輩出しないことにみられるように県民の向学心が乏しいと論じ、その原因を県民意識に求めた。しかし、仲上忠平議員(郡上郡)は、三重県と比較して、中学校入学志願者数が半数とい

う実態は交通の便に影響を受けていると指摘し、教育予算の増額や学校増設など施設の充実を訴えた。

翌1918(大正7)年の通常県会は²⁾、「教育県会」といわれるほど教育関係予算の審議に集中した。また、12月19日に超党派で全議員連署のうえ、知事に中等教育の充実を求める建議がなされた。以下はその意見書の一部である。この建議では「中学校二個以上中等程度ノ実業学校二個以上ヲ適當ノ地ニ分布設立スル」と、具体的な提案を行なっている点が注目される。

意 見 書

「(前略)国家富強ノ基礎ハ教育ニアリ歐州戰乱ノ結果ニ鑑ミ各國ガ教育施設ノ完備ヲ競フ寔ニ所以ナキニアラザルナリ
翻ツテ我岐阜県ニ於ケル中等教育ノ施設ヲ察スルニ大ナル欠陥アルヲ見ル即チ之ヲ全國ノ状態ニ比シテ頗ル懸隔アルノミナラズ隣府県ニ較シテ猶ホ且非常ノ遜色アルハ明白ナル事實ナリ故ニ此次陥ヲ補フガ為メ中学校二個以上中等程度ノ実業学校二個以上ヲ適當ノ地ニ分布設立スルハ目下ノ緊急事タルヲ信ズ
茲ヲ以テ県当局ハ速カニ調査ヲ遂げ至急ニ發案アランコトヲ望ム(後略)²⁾」

こうしたなかで、翌1919(大正8)年の県会³⁾では、次年度からの中学校2校の新設、高等女学校の定員増加、中津高等女学校の県立移管など、中等教育機関拡充のための予算が議決された。一方、中等程度の実業学校については、知事に実業教育振興に関する建議がなされている。その意見書では、岐阜県の実業学校の整備が全国的にみて量質ともに劣っていることを指摘し、公立(郡立または町立)実業学校の県立化、公立実業学校への補助の拡大など実業教育の振興を求めている。1919(大正8)年当時、岐阜県内の実業学校は、甲種農業学校として県立農林学校(稲葉郡加納町)1校、乙種農業学校として、揖斐郡立揖斐農林学校と加茂郡立加茂農林学校の2校、甲種商業学校として、市立岐阜商業学校と市立大垣商業学校の2校、徒弟学校

として土岐郡立陶器工業学校（土岐郡多治見町）1校の合計6校のみであった⁴⁾。しかも、そのうち県立は1校のみであった。県当局による実業教育の整備は著しく立ちおくれていたといえる。1919（大正8）年度の統計⁵⁾によると、官公私立（甲乙両種）のすべての実業学校の1府県当たりの数は13.4校程度、甲種だけでも1府県当たり5.1校であるので、岐阜県は、全国的にみて、実業学校教育が量質ともに非常に劣っていることが一目瞭然であった。

このような県会の議論や世論を背景にして、岐阜県内では大正中期以降、次第に中等学校あるいは実業学校が新設された。1926（大正15）年度現在、岐阜県内には、中学校8校（すべて県立）、高等女学校16校（県立9校、市立1校、町立3校、私立3校）、農業学校8校（県立甲種2校、県立甲乙併置1校、県立乙種4校、町村組合立乙種1校）、商業学校3校（県立甲種1校、市立甲種2校）、工業学校3校（県立甲種2校、県立甲乙併置1校）、職業学校3校（町村組合立甲種1校、私立甲種1校、町立乙種1校）の合計41校が存在したが、このうち1917（大正6）年以降に設置されたものは、中学校4校、高等女学校12校、農業学校6校、商業学校1校、工業学校2校、職業学校2校の合計27校（全体の65.9%）にのぼっている⁶⁾。

しかしながら、当初から県立として新設されたものは、中学校の4校と工業学校の2校に過ぎない。大正期までは、初等教育後の女子教育や実業教育については、郡や市町村の負担に依存していたことが知られる。ところが、1923（大正12）年の郡制廃止によって、郡立の学校は一挙に県立に移管された。岐阜県では、1923年度から、郡立の高等女学校4校、農業学校6校、工業学校1校の計11校が県立となっている⁷⁾。したがって、当時の県立の高等女学校や実業学校の増加は、必ずしも県当局の主体的努力によるものとはいえない。

とはいえる、全国的に比較するとまだまだ遅れていたが、第一次大戦後には、岐阜県でも中等教育および実業教育の整備は着実に進んだ。こうしたなかで、その整備が最も遅れたのが工業

学校であった。前述したように岐阜県内の工業学校は、1925（大正14）年度までは、岐阜県多治見工業学校1校であり、1922（大正11）年度までは、多治見工業学校の前身である土岐郡立陶器工業学校のみであった。これは、徒弟学校規程による学校（徒弟学校規程廃止後も、例外規定により徒弟学校規程によるものとして存続していた。⁸⁾）であるので、当時まで岐阜県には本格的な工業学校は存在しなかったことになる。しかし、1926（大正15）年度には、岐阜県第一工業学校と岐阜県第二工業学校との2校が設置されている。

第2節 岐阜県の工業の発展と特質

第一次大戦期の岐阜県の産業構成をみると、工業生産の進展が注目される。1916（大正5）年度に、工業生産額は農業生産額を上回り、1918（大正7）年度を除き、その後、生産額（原料価格を控除しないもの）では工業が農業を超えることになる⁹⁾。ところで、この時期の岐阜県工業の発展は、第一に、特産物としての性格をもつ織物業、陶磁器業などの成長に支えられていた¹⁰⁾。これらは輸出の急増に依るところが大きい。また、岐阜市および大垣市周辺部には、大正期以降、紡績や毛織物業の大工場が進出している¹¹⁾。さらに、この時期で特筆すべきことは、長野県、新潟県などと並び、水力発電事業が全国有数の地位を占めていたことである¹²⁾。第一次大戦後は大工場の設置と機械の電化により電力需要は著しく伸長し、それにともない、木曽三川上流部では水力発電所の開設があいついだ。そして、この電力を利用して、電気化学工業が始まり、電気鉄道事業が進展している。

ところで、このように第一次大戦期の岐阜県工業の発展が指摘できるが、やや立ち入って、全国的な比較からみた当時の岐阜県の工業の特徴のいくつかをまとめておきたい¹³⁾。第一に、大正期の岐阜県の工業は、織物業、陶磁器業など軽工業中心であって、大規模な機械工業など重工業の展開は1930年代以降である。第二に、工業生産額の進展にみあうほどの工業の本業戸数

の増加が見られないことである。これは織物業において顕著であるが、多くが副業形態で工業生産に従事しているからである。したがって、産業別就業構成はそれほど顕著な工業化を示してはいない。第三に、主要工業は在来の伝統産業の基盤の上になりたっており、特定地域・特定業種に偏している。たとえば、岐阜縮緼、美濃縞に遡ることのできる岐阜市周辺、稻葉郡、羽島郡地域の織物業、土岐郡多治見地域の美濃焼にみられる陶磁器業、中濃武儀郡美濃町の製紙、関の刃物業、飛驒や東濃山間部の製糸業などである。第四に、紡績・毛織物業では岐阜市および大垣市の周辺に、大正期以降に、大工場がつくられるが、日本毛織、東京毛織、大日本紡績など主要な工場は県外資本によるものであった。

実は、このような岐阜県の工業の特質が、工業学校をはじめとする工業教育のありかたを規定しているように思われる。たとえば、家内的・伝統的な工業の比率が高く、近代的大工場が少なかったことなどから、専門的な工業技術者の必要性が、関係者のなかで必ずしも十分に自覚されていなかったのではないかと推測されうる。工業学校の整備が遅れたのは、県民意識や県当局の教育政策のみならず、このような工業の特質も関係していると考えられる。

しかしながら、織物業、陶磁器業などは、第一次大戦後に戦後恐慌の波をうけ、生産の拡大から、品質向上とデザインの改善に目が向けられた。また、この時期、織機などの機械は電動のものが導入され¹⁴⁾、生産機械の技術的進歩も著しかった。さらに、前述したように水力発電を利用した電気化学工業や電鉄業も進展した。その他では、1924(大正13)年の鉄筋コンクリート構造による県庁舎の竣工¹⁵⁾に象徴されるように、建築・土木技術の近代化も進んだ。こうしたなかで、次第に関係者のなかで近代工業に即した技術や設計・意匠などの知識が求められるようになった。1920年代に工業関係者のなかから工業教育機関設置の要望が出されるようになるのは、こうした点を背景としていると考えられる。

第3節 工業学校設置の世論

岐阜県に本格的な工業学校が存在しないことについては、県会でも相当問題にされていた。たとえば、1918(大正7)年の県会では¹⁶⁾、富田長雄議員(岐阜市、質屋業)が、福岡、熊本などの九州地方の例を引きながら、工業学校の充実が工業生産の発展につながると主張し、工業学校の整備と充実を訴えている。

1920年代に入ると、工業学校設置の要望が議員のなかからさらに強く主張されるようになる。1921(大正10)年の県会において¹⁷⁾、鈴木利太議員(大垣市、実業家、政友会系)は、次年度の教育関係予算審議に関連して中等学校および実業学校教育の拡充を訴え、特に工業学校教育の充実を強く要望している。鈴木利太議員は、当時、岐阜県では工業学校としては郡立の工業学校(実際は徒弟学校規程による学校)1校だけしか存在せず、全国で34道府県が道府県立工業学校を有している(1919年度の統計)にも関わらず、岐阜県では、県立工業学校がまったくないことを指摘し、問題とした。さらに、1919(大正8)年度に工業生産額が農業生産額を上回ったことをあげ、当時の工業の発展に応じた工業学校の整備の必要性を県当局にただしている。これに対し、県委員は、県立工業学校の必要性を認め、計画について調査研究中であり、成案を得る段階にきていた旨を答弁している。この答弁からは、1921(大正10)年には、県立工業学校設置計画がかなりまとまっていたことがうかがえる。

また、同じ通常県会で勧業関係予算の審議に関連して、鈴木有三議員(武儀郡美濃町、酒造業、政友会系)は、工業振興のための施設としては、工業学校ではなく工業試験場が設置されているのみであって、十分な施設がないことを問題とした。同様の意見は、他の数人の議員から出されるなど、県当局と激しい応酬があった。

ついで、翌1922(大正11)年の県会では¹⁸⁾、青木知四郎議員(羽島郡、竹鼻銀行頭取、憲政会系)が、勧業関係予算の審議に関連して、工業教育機関設置を訴えている。青木議員は、岐阜県の

織物業が古い歴史を有しているにも関わらず、技術的進歩が不十分なことを指摘し、その原因が教育機関がないことによると論じている。また、1920(大正9)年に岐阜県工業試験場に併設された工業講習所については、貧弱で低級なものと批判している。これに対し、県内務部長は、講習所の改良か工業学校の設置が望ましいものを検討中であるが、資金を要するのでまだ決定していないと答弁している。しかしながら、翌年の県会に工業学校2校新設の予算案が提出されていることをみると、すでにこの時期には、寄付金額や校地などを除いて、工業学校設置の具体案が決定していたと考えられる。このように、1920年代に入ると、工業学校設置の要望が県民や工業関係者の間で高まり、県当局も工業学校新設計画を立案しているのである。

- 1) 『大正六年 通常岐阜県会速記録』による。
- 2) 『大正七年 通常岐阜県会速記録』による。
- 3) 『大正八年 通常岐阜県会速記録』による。
- 4) 岐阜県知事官房統計係『第二十九回(大正八年度)岐阜県統計書卷三(教育ノ部)』(以下、『岐阜県統計書(教育)』とする。)による。
- 5) 文部省大臣官房文書課『日本帝国文部省第四十七年報自大正八年四月至大正九年三月』(以下、『文部省年報』とする。)下巻、による。
- 6) 『岐阜県統計書(教育)』の1917年度以降のものによる。
- 7) 『第三十三回岐阜県統計書(教育)』による。
- 8) 『岐阜県統計書(教育)』による。
- 9) 岐阜県『岐阜県史』通史編、近代下、1972年、p.1153.
- 10) 同上書 p.p.1156~1157.
- 11) 岡田知弘「岐阜県経済の『構造論』と『発展論』——岐阜県経済分析のための方法論的反省——」岐阜経済大学地域経済研究所編集『地域経済』第7集、1987年3月、p.44.
- 12) 岐阜日日新聞社『岐阜県の大勢』1928年、p.14.
- 13) 第一次大戦期以降の岐阜県の工業の特徴については、前掲『岐阜県史』、前掲『岐阜県経済の『構造論』と『発展論』』および坂井好郎『戦前期在来産業県における工業の展開過程——岐阜県産業の統計的分析(2)——』名城大学商学部『名城商学』第35巻第1号、1985年5月、などを参照して考察した。
- 14) 前掲『岐阜県史』通史編、近代下、p.1160.
- 15) 前掲『岐阜県の大勢』p.14.
- 16) 『大正七年 通常岐阜県会速記録』による。
- 17) 『大正十年 通常岐阜県会速記録』による。
- 18) 『大正十一年 通常岐阜県会速記録』による。

第III章 工業試験場と工業学校の関係

大正期に、岐阜県では、工業試験場として、織物業に関する「岐阜県工業試験場」と陶磁器業に関する「岐阜県陶磁器試験場」が設置されていた。ここでは、両試験場と工業学校との関係について考察することにする。

第1節 工業試験場と工業講習所

1908(明治41)年4月に、「竹ヶ鼻機業同業組合」、「美濃縞同業組合」、「岐阜絹同業組合」、「岐阜縮緬同業組合」の4組合が共同で、県当局に染織業研究機関の設置を請願した。これらの同業組合は、全国の機業地を調査し、岐阜県にも織物業に関する工業奨励施設の必要なことを訴えた。これをみると、業界では工業学校を工業試験場や工業講習所と同列にみなしていたことが知られる。その請願書には以下のようない節がある。

「新ヲ趁フ者ハ成リ旧ヲ守ル者ハ敗ルトハ蓋シ自然ノ勢ナリ是ヲ以テ各機業地ニ於テハ皆工業学校工業試験場若シクハ講習所ヲ設ケ以テ世ノ趨勢ニ後レザランコトヲ期セザルハナシ¹⁾」

請願とともに、同業組合は研究機関設置ための経費の一部寄付を約し、その結果、県当局は、翌1909(明治42)年、岐阜市八ツ梅町に岐阜県工業試験場を設置することとなった。そして、1910(明治43)年1月に第二分場(羽島郡竹ヶ鼻)、3月に第一分場(羽島郡笠松町)、6月に本場(岐阜市八ツ梅町)が開場し、各同業組合と共に試験研究を開始した²⁾。1916(大正5)年には、第一分場は美濃織物同業組合に、第二分場は竹ヶ鼻機業同業組合にそれぞれ払い下げられ、共同作業場として利用された。

第一次大戦中、織物製品の輸出は著しく拡大したが、1919(大正8)年頃には品質の改善が緊急の課題となっていた。また、翌年の戦後恐慌に遭遇して、織物業界は操短により5か月間の休業を行なった。こうした中で、生産拡大ではなく、製品の品質向上が業界の課題となつた。

そこで、品質改善のための技術の進歩を期するため、「岐阜県工業講習所」を工業試験場に併設した。この事情について、工業試験場の沿革には以下のように記されている。

「業界は操短によって5ヶ月間の休業を断行するに至った。茲に於て、将来に備えるため業者の子弟を長期に亘って基礎訓練、補導をし、技術・知識の教授をなすべきを痛感して岐阜県工業講習所を併設して、学理と実地につき2ヶ月の教育を施すこととなった。³⁾」

工業講習所は、1920(大正9)年4月から工業試験場内に併設され、職員は工業試験場職員の兼務により運営されていた。修業年限は2か年で高等小学校卒業を入所資格とし、定員40名であった。しかし、実際の講習生は10名内外であった⁴⁾。講習所の目的は、優秀な織物技術者の養成にあり、機織、染色、図案など織物に関する学理と実際的訓練を行なった。同講習所は、岐阜県第一工業学校が設置されるまでは、県下唯一の織物関係の教育機関であったといえる。

第2節 高田覚の工業学校設置構想

1922(大正11)年6月、工業試験場長兼工業講習所長に高田覚が就任した。高田覚は、徳島県出身で、1909(明治42)年に京都高等工芸学校を卒業し、さらに1年間研究科に在籍した。修了後は、大分県技手となり、その後、幡磨紡績や岸和田紡績の各工場長を歴任して、地方商工技師として岐阜県に着任した。高田は、岐阜県綿織物検査所長をも兼ね、就任後、地域ごと業種ごとに分かれていた同業組合の連合を促し、岐阜県織物同業組合連合会を組織させ、織物製品の品質の自主管理を指導するなど、岐阜県の織物業の技術面における指導的立場にあった。たとえば、1923(大正12)年には、人造絹糸の発達に鑑み人絹織物の試験研究を開始し、その後、業界に人絹生産の奨励を行なった。また、当時岐阜の特産ともみなされていた絹紬生産に関しては、従来までの絹織機による製織を綿織機によって行なうことを探討し、1924(大正13)年に綿紬兼織機を考案、生産コストの引き下げと

絹・綿間の転向の便宜を与えた⁵⁾。

ところで、高田覚は、岐阜県着任と同時に、工業学校の創設設計画に深く関与していたと考えられる。たとえば、当時、高田覚の業績を紹介した記事のなかで次のように記されている。

「工業学校の創設と工業試験場の移転拡張は君來任と同時の計画にて上田、白根両知事に依り大正十五年四月之が実現し、第一工業を笠松町に第二工業を大垣市に設立せられ同時に工業試験場を第一工業と併置し、教育と実際を併行せしむる理想的両者の完成を見たのも實に君が獻身的努力の賜である⁶⁾」

さらに、1924(大正13)年工業学校2校の創設が決定するや、高田覚は、岐阜県第一工業学校・岐阜県第二工業学校両校の校長事務取扱に任じられている。また、第一工業学校は工業試験場および工業講習所と密接な関係をもって運営されている。たとえば、1929(昭和4)年10月には、工業試験場を第一工業学校の隣接地に移転して、施設の共用、技術指導の一貫などを図っている⁷⁾。このように工業学校教育の構想は高田の指導に依るところが大きいと考えられるが、特に、第一工業学校の学校経営はその点が顕著であった。紡織、色染といった専門学科担当教員には、高田の出身校である京都高等工芸学校出身者を計6名も配置⁸⁾していることにもその一端がうかがわれる。

高田覚は、1945(昭和20)年12月21日に病氣で死亡するまで、岐阜県工業試験場長を続け、在任は24年の長きにわたっている。この間、1933(昭和8)年3月に工業講習所が廃止されるまで工業講習所長を兼ね、1926(大正15)年4月に第一工業学校が創設されてからは、死亡するまで初代校長の要職を努めている⁹⁾。1920年代以降の戦前期に、岐阜県における織物工業の技術指導の文字通り頂点に位置した人物であった。

第3節 陶磁器試験場と陶器工業学校

1898(明治31)年7月、東濃地域の「美濃陶磁器同業組合」が中心となり、土岐郡土岐津町に、

徒弟学校規程に基づく「岐阜県陶磁器講習所」を設置した¹⁰。これは、岐阜県下における工業教育機関の最も早いものである。同講習所は、1900(明治33)年度からは、郡立となり「土岐郡立陶器学校」と改称した。さらに、1908(明治41)年3月には、工業学校規程に基づく学校となり、「土岐郡立陶器工業学校」と称した。しかし、この頃より、入学生の減少や財政上の事情から学校は不振に陥った。そこで、再興を図るため、東濃地域の経済の中心であった多治見町に移転して、1913(大正2)年4月から、再び徒弟学校規程に基づく学校とした¹¹。

この時期には、教師が総出で生徒募集に回ったり、生徒に「ワラジ代」という名目で学校から補助金を出したり、陶器の製品を販売して収入にあてたりして苦境を凌いでいたといわれる¹²。しかし、第一次大戦期になると、徐々に状況が好転した。その背景には、製陶業の活況があった。土岐郡(10町7村)の陶磁器の生産額をみると、1910(明治43)年から1914(大正3)年までは、ほぼ200万円台を推移していたが、1915(大正4)年から増加しはじめ、1921(大正10)年には1,134万円台になっている¹³。これは、第一次大戦を機とした陶磁器の輸出の拡大、国内需要の増加、登り窯から石炭窯への技術的進歩などが関係しているとみられる。

こうしたなかで、陶器工業学校の入学生も次第に増加してきた。その状況について、当時の関係者は、以下の様に回想している。

「郡立時代の校舎が増築されてからも其れと当時学校敷地の一隅に在った岐陶試場の諸設備と相俟って姑息ながら学校としての授業上には辛うじて間に合せ、入学志願者も多少増加の傾向を示すようになったから此の機会に県移管に力をそぐ事にした。¹⁴」

ところで、このなかで述べられているように、陶器工業学校は岐阜県陶磁器試験場との密接な関係をもって発展した。ここでいう陶磁器試験場は、1911(明治44)年に、陶器工業学校の中にも岐阜県内務部産業課の分室として設置されたもので、「岐阜県陶磁器試験室」と称されていた。同試験室は、学校の多治見町への移転とともに

なって移転し、陶器工業学校の敷地内に設置された¹⁵。陶磁器試験室と陶器工業学校は、それぞれ設置主体は異なるが、このように敷地が隣接しており、さらに、試験室長が学校長を兼ねる場合(本務は試験場長で学校長を兼務する形であった。)が多かった。たとえば、1917(大正6)年に、岐阜県工業技師として試験室長に就任した井深捨吉は¹⁶、陶器工業学校長を兼任している。彼は、1924(大正13)年4月に、試験室が試験場となってからも試験場長を続け、1946(昭和21)年2月まで長期にわたって場長を勤めているが、その間、1940(昭和15)年3月まで、陶器工業学校(1923年に県立に移管され「岐阜県土岐窯業学校」と改称、翌年、多治見工業学校と改称した。)の校長を兼務している。

井深捨吉は、岐阜県尋常師範学校本科を卒業後、1897(明治30)年から翌年まで、1年半ほど多治見尋常高等小学校訓導を勤めたのち、東京工業学校付設教員養成所窯業科で教育を受けた。修了後、1901(明治34)年に土岐郡立陶器学校教諭として着任し、1905(明治38)年まで教鞭をとっている。その後、一旦退職し、鉄道院技手などを経たのち、1917(大正6)年に、校長として再び土岐郡立陶器工業学校に就任している。そしてその後は、試験場長および学校長として、陶磁器試験場と陶器工業学校の発展のため様々な努力をしている。たとえば、試験室の試験場への昇格、設備・人員の充実など陶磁器試験場の拡充・整備を図る一方、県立化、甲種課程の設置、移転による拡充など工業学校の発展にも尽力した。まさに彼は、大正期以降の岐阜県陶器業の中心的人物であった。その点で織物業の高田覚に匹敵する人物である。なお、彼の学校経営の中でとりわけ特徴的なのは、試験場と学校との連繋の強化である。効果をあげたのは、前述した施設・設備の面のほか技術の指導と普及の面においてもみられた。多治見工業学校の学校史では、その点が次の様に述べられている。

「当時の学校は、陶磁器試験場との結びつきが強固であり、大正6年熊沢次郎吉にかわって校長に補せられた井深捨吉が試験場長であった

ことでもそれが解る。その為に、試験場と学校とが理想的な協同関係をもって陶磁器産業の技術向上に貢献するところ大であり、石炭窯の導入や、九谷焼の技術導入の主導的役割を果たした。¹⁷⁾」

- 1) 岐阜県工業試験場「岐阜県工業試験場一覧並明治四十三年度業務功程」1913年3月, p.2.
- 2) 同上書 p.1.
- 3) 岐阜県工業試験場「創立50周年記念誌」1958年, p.5.「沿革」の「大正9年」の部分である。
- 4) 加藤久治郎「隨想」同上書 p.15 所収。
- 5) 高田覚の履歴および業績については、桑原正陸編『濃飛人物大鑑』1935年, p.8, 前掲岐阜県工業試験場「創立50周年記念誌」および、岐阜県工業試験場「試験研究の結果本県産業界を裨益した主なる事項(年度別)」(1949年ごろの謄写印刷資料)による。
- 6) 前掲『濃飛人物大鑑』p.8.
- 7) 前掲岐阜県工業試験場「創立50周年記念誌」p.6.「沿革」の「昭和4年」の部分による。
- 8) 「岐阜県第一工業学校一覧〔昭和五年五月調〕」による。1930(昭和5)年度は、第一工業学校の完成年度である。
- 9) 前掲岐阜県工業試験場「創立50周年記念誌」および、岐阜県立岐阜工業高等学校「三十周年記念誌」1956年, の「沿革」の部分による。
- 10) 岐阜県立多治見工業高等学校『八十年誌』1977年 p.27.
- 11) 同上書 p.62~63.
- 12) 同上書 p.63.
- 13) 同上書 p.73.
- 14) 井深捨吉「美濃焼とともに」1960年, 岐阜県陶磁器工業協同組合連合会内井深捨吉業績刊行会発行 p.75.
- 15) 岐阜県陶磁器試験場「創立四十周年記念誌」1951年, p.1.「岐阜県陶磁器試験場沿革」の部分および、井深「美濃焼とともに」による。
- 16) 井深捨吉の履歴および業績については、前掲「美濃焼とともに」の「井深捨吉先生履歴年表」などによる。
- 17) 前掲多治見工業高等学校『八十年誌』p.63.なお、井深捨吉は、「之は當時私が岐阜陶磁器試験場長として工業学校長を兼務していた事が両者の設備及び人を有効に利用する上に好都合であったと思う。」と回想している。前掲「美濃焼とともに」p.76.

第IV章 工業学校の開設

第一次大戦後には、岐阜県においても工業教育機関設置の要望が高まったが、1923(大正12)

年度に、岐阜県当局は工業学校新設計画を明らかにした。計画は、工業学校2校を同時に新設するもので、1925(大正14)年4月の開校をめざし準備を進め、1924(大正13)年7月に文部省から認可された。ただし、財政上の理由から開校は延期され、1926(大正15)年4月に開校した。また、1924(大正13)年度より、乙種工業学校であった岐阜県土岐窯業学校に甲種程度の課程を設置し、名称を「岐阜県多治見工業学校」と改称した。1943(昭和18)年に岐阜市立工業学校と財團法人関工業学校が設置されるまで、戦前昭和期の岐阜県では、これらの工業学校は、工業教育を担う三本柱として重要な位置にあった¹⁸⁾。本章では、工業学校新設に関する県会の議論、文部省への設置申請そして地域や関係団体の寄付金の問題などを検討しながら、工業学校2校の開設に至る経緯を明らかにする。

第1節 県会での審議

(1) 原案と提案理由

県当局は、1923(大正12)年12月7日、「大正十三年度岐阜県歳入歳出予算追加議案」として、工業学校2校新設計画の予算案を県会に提出した¹⁹⁾。他の予算と切り離して遅れて提出されたのであるが、この点について上田万平知事は、提案理由のなかで、関係市町村と新設のための寄付金について折衝を重ねてきたことによると弁明している。知事は先ず、工業学校の設置が岐阜県の多年の問題であったと述べ、「此所ニ工業学校ガ今マデ存在シテ居ナカツタト云フコトハ、此ノ岐阜県下ノ教育機関ノ一大欠点デアル²⁰⁾」と明言している。新設計画が急に具体化したことについては、以下のように述べて、大垣市などから寄付金が得られる目処が立ったことがきっかけとなったことを示唆している。

「然ニ幸ヒニ県下各方面ニ於キマシテ工業学校建設ノ希望ガ急ニ勃興致シマスルシ、尚又大垣市其他只今申上ゲマンタ各地方ニ於テ是ガ完成ニ要スル寄附金ノ申出ガアリマシタノデ、茲ニ此案ヲ提出致シタヤウナ次第デアリマス²¹⁾」

設置場所については、地域の工業の状況によって定めるべきであると述べ、結局、「織物ノ中心地デアル所ノ笠松ニ染色ヲ主トシタル工業学校ヲ置キ、其他一般ノ工業学校ヲ大垣市ニ置ク」ことに決定したと説明している。また、2校設置したことについては、1校にすべての学科を包含しても経済上の格別の利益がないこと、地域の工業の特色が異なるので、2枚にしたほうが便利なことを理由にあげている。工業学校経費が県財政を圧迫するのではないかとの懸念については、授業料による収入などをあげ、「格別県ノ経済ニ於テ支障ヲ来タスコトハ無イ見込ミ²」であると説明している。

知事の説明によると、設置計画の概要は以下のようであった(第6表)。両校はともに入学資格が高等小学校卒業以上で修業年限3か年の甲種工業学校となっている。開校予定は、1925(大正14)年4月で、1924(大正13)年度を準備期間とし、3か年かけて完成させる計画であった。予算は、笠松町に設置する工業学校は、染色科と土木科の2科を有し、完成までの総予算(臨時費)が約288,000円で、笠松町、岐阜市および岐阜県織物同業組合連合会からの計135,000円の寄付金が経費にあてられることになっていた。大垣市付近に設置が計画されていた工業学校は、機械、電気、建築の3科を有し、完成までの総予算(臨時費)約336,000円であったが、大垣市から160,000円寄付されることが決っていた。この計画では、臨時費総予算に占める寄付金率は、ともに47%程度という高率であるのが特徴的である。さらに、知事の説明から、学校の敷地についても地元の寄付を前提として選定したことが示唆されている。この工業学校設置計画は、地元地域および同業組合などの大きな負担を前提として構想されているのである。

ところで県会の審議では、先ず工業学校の位置が問題となった。岐阜市の平野五一議員は、県当局が工業学校の設置場所を、なぜ岐阜市ではなく笠松町と大垣市と指定したかと質問した。これに対し、知事は、当初「成ルベクナラバ岐阜市ニ近イ所ヲ取りタイ」と考えたが、「敷地ノ選定」や「寄付金ノ関係から」、結果的に笠

松町に決定したと答弁している。工業学校の位置は当初から県当局の計画として決定していたのではなく、土地および資金の寄付の有無あるいは多寡により設置位置を設定したことがうかがわれる。

(2) 修正案とその理由

その後、この議案は全員委員会に付託されたが、そこで大多数の賛成を得た。12月9日、その旨の報告が行なわれ、その後、3名の議員から同議案への修正案が提案された。修正案は、1校だけを設置し、学科は染色と機械の2科とするというものであった。この修正案を支持したのは、1名の中立系議員を除いてはすべて憲政会系議員であり、県の原案に賛成したのは政友会系議員であった。このことから、この意見の対立は、政友会と憲政会との対立の一環とみることができるが、その議論は、地元負担の過重や授業料の受益者負担の強化が批判されるなど興味深い論点がみられる。

額額秋三郎議員(恵那郡、憲政会)は、修正案の提案理由として、2校同時に設置すると、緊縮財政の折から、県財政を圧迫する懸念があることをあげて県当局を追及した。それに対し、県内務部長は、「不景気ノ時代」の今こそ、好況の時期への準備として工業学校を設置すべきであると、工業学校設置の必要性を論じ、経費については、多額の寄付金と土地の提供により臨時費の県費負担が相対的に少ないと指摘し、また、経常費については、今後の県収入の増加や授業料収入の見込みなどから余裕があると答弁している。次に、水野俊人議員(稻葉郡選出、中立派、岐阜通信社長)が、修正案を支持する意見を述べた。水野議員は稻葉郡選出議員としての立場から、先ず、稻葉郡加納町が土地の提供を申し出たにもかかわらず、笠松町への設置が決定したことに強い不満を示し、校地選定の点で納得がいかない旨陳述した。さらに、寄付金や敷地の提供など地元負担が過重なことを問題とした。水野議員は、県から寄付金の配当額が地元地域や同業組合にあらかじめ内示され

ていた点を明らかにし、これでは、県民負担の増加であり、結局は増税と同じとして県当局を追及した。その点について水野議員は以下のように述べている。

「即チ之ヲ負担ノ点カラ申シマスレバ、一種ノ租税トシテ徵収スルカ寄附金トシテ徵収スルカニ途デアリマスルケレドモ、結局落付ク所ハ矢張リ県民ノ負担トナルノデアリマスカラ、矢張リ一ツノ増税トモ見ラルベキモノデアルト思フノデアリマス²⁾」

ついで、水野議員は、県当局が、工業学校の経常収入に授業料収入の増加を見込んでいることを問題として、「受益者負担ノ原則」であるとしても、授業料を高くすることは、教育を普及させる観点から好ましくないと論じた。

このように、工業学校設置予算の修正案の理由の中には、県立学校経費の地元住民負担や授業料の問題など重要な論点が含まれていたが、

「常ニ消極主義ヲ御執リニナッテ居ル所ノ憲政会系ノ県会議員諸君トシテハ寧ロ御尤ナ話デアリマス³⁾」という政友会議員の揶揄的発言によって、議論は政友会と憲政会の対立という図式の中に解消されてしまった。結局、工業学校新設関係予算案は、30名対5名で県当局の原案通り可決された。

第2節 文部省の設置認可

戦前期における中等程度の諸学校の設置・廃止・学則変更等に関する申請書類は、今日、国立公文書館に文部省公文書として保存されている。それによると、1924(大正13)年6月7日に、岐阜県知事から文部大臣に、「岐阜県第一工業学校」と「岐阜県第二工業学校」の設置認可の申請が出されている⁴⁾。両工業学校は、高等小学校卒業程度を入学資格とする修業年限3か年の学

第6表 岐阜県工業学校設置計画

(1) 県会提案の計画概要(1923年12月)

設置予定地	設置学科	入学資格	修業年限	総予算(円)	寄付	開校予定
大垣市付近	機械科、電気科、建築科	高等小学校卒	3年	336,000	大垣市より16万円	'25年4月
羽島郡笠松町	染色科、土木科	高等小学校卒	3年	288,000	笠松町、岐阜市、織物組合より13万5000円	'25年4月

注. 「大正十二年 通常岐阜県会速記録」の内容による。

(2) 設置認可時の学則概要(1924年7月)

名称	設置場所	設置学科(定員)	入学資格	修業年限	校地面積	開校予定
岐阜県第一工業学校	羽島郡笠松町	染織科(120名) 土木科(90名)	高等小学校卒	3年	7千坪	'25年4月
岐阜県第二工業学校	安八郡南杭瀬村	機械科(120名) 電気科(90名) 建築科(90名)	高等小学校卒	3年	7千坪	'25年4月

注. 「岐阜県第一工業学校、岐阜県第二工業学校設置認可」(文部省文書課記録掛文書)による。

(3) 学則変更の概要(1926年3月)

	設置学科(定員)	入学資格	修業年限	寄付金(円)	完成までの建築費(円)	完成までの設備費(円)
岐阜県第一工業学校	染織科 土木科 機械科 } (475名)	尋常小学校卒	5年	295,000	414,670	221,000
岐阜県第二工業学校	機械科 電気科 建築科 } (475名)	尋常小学校卒	5年			

注. 「岐阜県第一、第二工業学校程度、生徒定員変更及学科課程改正並第一工業学校機械科増設認可」(文部省文書課記録掛文書)による。

校で、教育目的はともに「実業学校令並工業学校規程ニ依リ工業ニ從事スル者ニ須要ナル知識技能ヲ授ケ兼テ徳性ヲ涵養スル」となっている。第一工業学校は、羽島郡笠松町字犬島(敷地7,000坪)に設置予定で、染織科(定員120名)・土木科(定員90名)の2科からなり、第二工業学校は、大垣市郊外の安八郡南杭瀬村大字今字神田(敷地7,000坪)に設置予定で、機械科(定員120名)・電気科(90名)・建築科(90名)の3科からなる(第6表)。

その書類には設置理由が記されているが、それは以下のような内容になっている。岐阜県当局自体が、文部省に対して、県内の中等教育および工業教育の遅れを認めていたことが知られて興味深い。

「本県立学校現在男女両師範学校及中学校八校高等女学校八校農業学校七校ノ外陶器工業学校一校ニシテ其ノ他ノ工業教育機關ヲ闕如スル為多年工業学校ノ設立ヲ要望スル所アリ(後略)³⁾」

次に、申請書類の「調書」は、「一、名称、二、位置、三、学則、四、生徒定員、五、開校年月、六、収入支出予算表、七、職員数及び俸給額ノ予定、八、敷地ノ面積、九、地質、十、付近ノ情況及建物配置図面、十一、飲料水ノ定性分析表⁴⁾」からなっており、別に、工業学校新設予算を審議した岐阜県会の議事録が添えられている。「調書」の中で注目されるのが、予算表に添付されている寄付金表である。当初の予定通り、前述したような巨額の寄付金が見込まれていた。また、土地についても、「両校ノ敷地ハ設置予定ノ地元タル羽島郡笠松町及ビ大垣市ヨリ整地ノ上寄付ヲ受クル⁵⁾」こととなっており、全面的に地元負担とされていた。結局、審査の結果、文部省では、「岐阜県第一工業学校」と「岐阜県第二工業学校」を、1924(大正13)年7月26日、文部省告示第349号をもって設置認可している。

第3節 地域の負担と協力

(1) 第一工業学校の場合

前述したように、岐阜県に織物関係の工業学校を設置することに、大きな役割をはたしたのが高田覚岐阜県工業試験場長であった。高田覚は1922(大正11)年の場長就任後すぐに、岐阜県の織物業の技術指導に尽力するとともに、工業学校設置構想を検討していたと考えられる。それと同時に、織物業界の連合を促し、岐阜県織物同業組合連合会を組織させた。ところでこの同業組合連合会は、第一工業学校設置のため50,000円を寄付することに同意している。他に笠松町が70,000円の寄付を決めており、この両者の寄付で、第一工業学校の設置が決定したといっても過言ではない。その寄付については、県会の議論などでは、実態は県当局が割り当てて要請したもので、しかも巨額であるので、その同意を得るのが困難であったといわれている⁶⁾

さらにこれに関連し、次のようなエピソードが伝わっている。

「大正14年工業学校設立の際、当時の高田場長は同学校長と兼任せられることになり同氏は各組合に寄附金を申付けられ當時としてはそれが中々の大金で大困難で、遂に県の庶務課長の安井氏と笠松で徹夜して話し合いの結果、遂に交換条件を持出しました。それは先に払下げを受けた分場を当時同業組合の整理工場の払下げの際ににおける制限条項(払下げ月より20ヶ年間は譲渡が出来ない)を撤回し同業組合員のみで設立する会社とすることで議がまとまりましたので寄附金の割当は予定通り成功しました。⁷⁾」

これは、笠松地域の織物業界と密接な関係をもって第一工業学校が発足していることを物語るものである。

(2) 第二工業学校の場合

第二工業学校の場合は、寄付者は大垣市のみであるが、その金額は160,000円と巨額であつ

たので、その財源が問題となった。そこで、大垣市では、旧大垣藩主の戸田伯爵家から寄付を受けることを考えた。すなわち、大垣市は市中心部にある戸田家所有の旧別邸と通称「御鳥屋敷」の土地(計4,500坪)の寄付を受け、この土地を売却して工業学校設置のための寄付金を得るというものであった。このため、市長と市会議員2名が上京して戸田伯爵家にこの旨を懇願した結果、寄付への同意を得、財源を獲得することができたといわれている⁶⁾。このほか、小寺成蔵氏の寄付⁷⁾などにより、工業学校設置のための県への寄付金が捻出された。また、工業学校の校地については、南杭瀬村の川瀬家から、同家所有地を学校の敷地に提供する申し出があり、同村への設置が順調に決定した⁸⁾。このように、第二工業学校の場合も、大垣市や南杭瀬村の地域の多大の負担の上に成り立っていたのである。

第4節 開校までの経緯

(1) 開校の延期

文部省へ第一工業学校と第二工業学校の認可を申請した後、県当局は1924(大正13)年7月2日、高田覚を両校の校長事務取扱に任じ、県庁内に事務所を置いた⁹⁾。しかし、この頃から県は、両工業学校の開校の延期を検討し始めている。それは、政府の緊縮財政の方針に従ったものといわれている。当時、関東大震災後の不況が続々、経済情勢はかんばしくなかった。こうしたなかで、1924(大正13)年6月、加藤高明が政権の座についた。加藤内閣は、地方財政の緊縮整理を掲げ、同年8月には、1925(大正14)年度の地方予算の編成に際して、各費目の節約、新規事業を避けることなどを訓令した¹⁰⁾。

岐阜県では、1924(大正13)年6月、上田万平知事が宮城県知事として転出し、元岐阜県内務部長であった白根竹介が東京府内務部長から岐阜県知事に就任した。白根知事は、政府の財政方針に忠実に従って予算の編成を行なった¹¹⁾。これによって、県当局は、一旦決定していた工

業学校2校の開校の2年繰り延べと、1925(大正14)年度の工業学校費の県費負担分を経常しないことを決定した。また、開校延期にともない、1924(大正13)年度予算も更正予算案を組んだ、その中には、工業学校建築費の削減も含まれていた。これらの予算案は、1924(大正13)年11月の通常県会で激しい議論を呼んだ¹²⁾。

中等学校補助費の減額、町村立学校の県立移管の延期、工業学校新設の2か年繰り延べなど教育関係費の削減は大きく、これらは審議的的となった。特に工業学校の新設は、県が地元へ巨額の寄付を要請し難航の末実現したという経緯もあり、議員の不満も強かった。県会で、県内務部長は、工業学校の必要性は変わらないが、県財政立て直しのためやむをえず延期した旨説明し、結論が最近になるまで出なかつたので、地元に相談ができなかつたと弁明した。ところが、前年度県会の予算提案の場で、工業学校新設経費が県財政を圧迫することないと県知事が言明していたこともあり、県当局への議員の追及は容易にはおさまらなかつた。たとえば、大垣市選出の鈴木利太議員(政友会、実業家)は、市町立の商業学校(岐阜、大垣、中津)補助費の大幅削減と、工業学校の新設延期をとりあげ、「此ノ商業学校若シクハ工業学校ノ県立デナイ府県ハ全国デ殆ンド無イノデアリマス、本県ガ此種ノ学校ヲ持ッテ居ナイト云ウコトハ甚ダ県ノ恥辱デアリマス¹³⁾」と、県当局を鋭く非難している。しかし、結局、1925(大正14)年度予算案と1924(大正13)年度更正予算案は、若干の修正の後可決された。

その後、1925(大正14)年2月に、岐阜県は文部省に「工業学校開校延期ノ件」の認可を申請した¹⁴⁾。ところがそこでは、延期期間は県会で示された2年間ではなく、1年間となっている。「県財政上余力ヲ生スル十六年度ヨリ開校スルコトハ最モ妥当ノ方法ナリト信ス然レトモ県財政ノ情況ニ於テ許サハ大正十五年度ヨリ開校スヘキ計画ナリ」と、2か年延期の含みをもたせながら、ひとまず、1か年の延期を申請している。開校延期の認可申請書類には、予算計画書が添付されているが、それによると、大正16年

度であった完成年度が、大正 17 年度と 1 年ずつずれこんでいる。結局、第一工業学校と第二工業学校の開校を 1926(大正 15)年 4 月に延期することは、1925(大正 14)年 3 月 4 日に文部省から認可された。

(2) 開校

第一工業学校と第二工業学校は、1925(大正 14)年度中に校舎の一部の建築が進められるなど、開校の準備がなされた¹⁴⁾。それと同時に、県は、両校とも尋常小学校卒業を入学資格とし修業年限を 5 か年とすること、第一工業学校に機械科を増設することなど、学則の大幅な変更を検討している。この学則変更は、1926(大正 15)年 3 月 4 日に文部省に認可申請を行ない、3 月 17 日に認可されている¹⁵⁾。これについては、章を改めて論ずることにする。

第一工業学校、第二工業学校はともに 1926(大正 15)年 2 月に、校長が正式に任命されている。第一工業学校では、校長事務取扱であった高田覚が工業試験場長のまま校長を兼任し¹⁶⁾、第二工業学校では、福岡市出身で、東京工業学校付設工業教員養成所機械科を修了して福岡県立小倉工業学校教諭を勤めていた大橋浩が校長に招かれた¹⁷⁾。両校とも、校舎が建築中であったため、県庁内学務課に校長室・職員室などをおき開校準備を進めた¹⁸⁾。そして、関係者の熱心な生徒募集の結果、入学志願者は第一工業学校が 254 名、第二工業学校が 229 名を数え、入試を経て、それぞれ 104 名、96 名(両校とも定員は 1 学年 95 名となっていた)が入学した¹⁹⁾。両校とも予定通り 4 月から授業を開始し、第一工業学校は 4 月 11 日に²⁰⁾、第二工業学校は 10 月 25 日にそれぞれ開校式²¹⁾をあげている。

1) 岐阜県産業教育 100 周年記念事業実施委員会編『岐阜県産業教育 100 周年記念誌』1985 年 p.p.59 ~61.

2) 1923(大正 12)年の岐阜県会の審議については、『大正十二年通常岐阜県会速記録』による。

3) 「岐阜県第一工業学校 岐阜県第二工業学校設置認可 大正十三年七月二五日(一括)」書類による。

文部省文書課記録文書中の「岐阜県公立実業学校設置廃止認可」「岐阜県第一工業学校、岐阜県第二工業学校、岐阜市立工業学校」(3 A, 11-5, 2,2213) 所収。同書類は、国立公文書館所蔵の政府公文書である。

- 4) 1923(大正 12)年の通常県会における水野俊人議員の発言にみられる。(『大正十二年通常岐阜県会速記録』)
- 5) 熊田乙吉「私の追憶」前掲岐阜県工業試験場編『創立 50 周年記念誌』p.11.所収。
- 6) 岐阜県立大垣工業高等学校創立 50 周年記念誌委員会『わかもり 半世紀の歩み』1975 年 p.p.2~3. なお『美濃大正新聞』1933 年 5 月 2 日付に、この間の事情が詳しく記事にされている。
- 7) 大垣市役所『大垣市史』中巻(分科志)1930 年 p. 580.
- 8) 前掲『わかもり 半世紀の歩み』p.4.
- 9) 『岐阜県第一工業学校一覧』(大正十五年十一月調)の「沿革」の部分による。
- 10) 林茂・辻清明編『日本内閣史録』3, 1981 年 p. 47.
- 11) 岐阜県議会史編さん委員会『岐阜県議会史』第二巻 p.883.
- 12) 工業学校開設延期とともになう県会の予算案審議については、『大正十三年通常岐阜県会速記録』による。
- 13) 「岐阜県第一、第二工業学校開校延期認可」前掲「岐阜県公立実業学校設置廃止認可」書類(文部省文書課記録掛文書)所収。
- 14) 前掲『わかもり 半世紀の歩み』p.5.および、前掲岐阜工業高校『三十周年記念誌』p.15.「沿革」の部分。
- 15) 「岐阜県第一、第二工業学校程度、生徒定員変更及学科課程改正並第一工業学校機械科増設認可 大正十五年三月一七日(一括)」書類による。文部省文書課記録掛文書(国立公文書館所蔵)中の「岐阜県工業学校学則」(3 A, 9-9, 665~666)所収。
- 16) 前掲岐阜工業高校『三十周年記念誌』p.15.
- 17) 前掲『わかもり 半世紀の歩み』p.4.
- 18) 同上書 p.5.
- 19) 前掲『第三十六回岐阜県統計書(教育)』による。
- 20) 前掲『岐阜県第一工業学校一覧』(大正十五年十一月調)
- 21) 前掲『わかもり 半世紀の歩み』p.8.

V 章 工業学校の教育課程

本章では、第 1 節で、第一・第二工業学校の開校間際に決定された入学資格と修業年限の変更について、第 2 節で、第一・第二工業学校の教育課程の特徴について、第 3 節で、多治見工

業学校の甲種課程設置にともなう教育課程の変更について、それぞれ全国的動向に照らして検討することとする。

第1節 第一・第二工業学校開校直前の学則変更

(1) 入学資格と修業年限の変更

前述のように、第一工業学校と第二工業学校の入学資格を尋常小学校卒業程度とし修業年限を5か年とすること、および第一工業学校に機械科を増設し両校とも定員を475名とすることが(第6表)、開校直前の1926(大正15)年3月に決定した。この学則変更の認可申請は、3月4日に文部省に出され、3月17日に認可されているが、その書類¹⁾によると、修業年限変更の理由として、「工業教育作振ノ必要」からみて修業年限3か年では不十分なことがあげられている。この点を、同認可申請書類中の「学則改正ノ事由」に示されている具体的な理由でみると、「工業技術者ヲシテ健実ナル思想ト穩健ナル精神ヲ養成」するために、修業年限を5か年として「普通科」の充実を図ることを強調している。そして、「健実ナル思想ト穩健ナル精神」の内容については、以下のように表現してある。「社会ハ常に其ノ職ニ忠実ニシテ勤続シ専門的方面ニ全智ヲ傾注シ以テ其ノ事業ヲシテ益々改良発達セシムルモノヲ要求ス 利欲ノ為メ其ノ職責ヲ全フセサルカ如キ浅薄ナル技術者ハ将来工業発達ヲ阻止セシムルコト多カルヘン」

ところで、ここで示されているような工業教育における思想教育の必要性の主張は、実は、1918(大正7)年10月の臨時教育会議の実業教育改善に関する答申にもみられる。臨時教育会議は、答申の第三項として、「実業学校ニ於テハ技能ニ偏スルノ弊ヲ避ケ德育ニ一層ノ力ヲ用ヒ人格ノ陶冶ニ努ムルコト²⁾」を掲げた。この文言は、内務官僚系の江木千之などの意見により答中に盛り込まれたとされるが³⁾、ここでいう「德育」は、「必ずしもいわゆる天皇制イデオロギーの注入に直接的に結びつけられているものでなくして、実業的道德、産業人としての道徳の養

成を意味している⁴⁾」とする見解がある。それは、答申理由の中で「実業家ノ道徳低キカ為産業ノ発達ヲ阻害シタルノ例乏シカラス⁵⁾」と述べられていることでも理解できる。ここでは、技術の陶冶とは相対的に区別される「人格ノ陶冶」を、実業家の社会道徳向上との関係で重視するよう求めているのである。今日の用語でいえば、専門教育に偏ることなく普通教育も十分に実施するよう求めたといえよう。ストライキの防止など「思想対策」の意図と関係がないとはいえないにしても、その背景を「思想対策⁶⁾」のみに還元することは一面的であるようと思える。前述の第一・第二工業学校の学則変更理由でも、普通教育の充実により「相当常識ある技術者」の養成をめざすことを記しており、「思想対策」を重点にしているわけではない。

このように臨時教育会議以降、実業学校における普通教育の充実が政策とされるようになるが、技術教育の水準を下げずに普通教育の充実を図ろうとすると、必然的に修業年限を延長せざるを得ない。乙種の場合は甲種とすることにより修了時期を引き上げることもできたが、甲種の場合は修了時期引き上げは制度上容易ではなかったので、入学時期を引き下げるによって修業年限を延長することとなったと考えられる。1921(大正10)年の工業学校規程改正によって、尋常小学校卒業程度を入学資格とする工業学校が認められたが、これは、こうした動向を反映した改革といえよう。結局、尋常小学校を入学資格とする修業年限5か年の工業学校は、1920年代中に著しく増加し(第7表)、工業学校の制度類型の主流となっているのである。それまでは、徒弟学校と予科を除いて工業学校の入学資格は高等小学校卒業程度とされていたのであるから、大きな制度的変化といえる。したがって、第一次大戦後の工業学校政策は、単なる工業学校の量的拡大のみならず、注目すべき制度的変容をもたらしたといえよう。岐阜県の第一・第二工業学校が、開校直前に入学資格と修業年限の変更を実施したことの背景には、このような動向があったと考えられる。

第7表 入学資格および修業年限別の工業学校学科数の変遷(1911年度~1934年度)

入学資格・修業年限		年度	1911	1915	1919	1923	1927	1931	1934
甲種	高等小学校卒3年	25	42	57	61	64	70	67	
	高等小学校卒4年	34	29	30	20	28	36	38	
	高等小学校1年終了4年				3	9	4	4	
	尋常小学校卒5年				76	121	161	171	
	尋常小学校卒6年					5	4	4	
乙種	高等小学校卒2年					3	4	3	
	尋常小学校卒4年	4	3	3		1	1		
	尋常小学校卒3年	41	62	65	49	59	67	69	
	尋常小学校卒2年	5	9	7	1		4	8	
	尋常小学校卒1年		2	5					
女子に関するもの	尋常小学校卒4年	2	5	4	11	6	8	9	
	尋常小学校卒3年	30	28	21	12	4	5	6	
	尋常小学校卒2年	12	17	12	4	2	2		
	尋常小学校卒1年	1			4		2	2	
	尋常小学校卒2年				2				
	高等小学校卒3年				1				
	高等小学校卒1年修了3年								
中学校卒業1年						1		2	
その他					4	5	5	5	

注：前掲 角田「我が国工業教育の歴史的研究」の調査による。同論文では、各年度『文部省年報』および文部省『国公私立実業学校=関スル諸調査』を原資料としている。

(2) 中学校との並列関係

第一・第二工業学校の入学資格を尋常小学校卒業程度に変更する理由には、上記した普通教育の充実という観点のほかに、「尋常小学校卒業児童ノ優秀ナル者ヲ入学セシメテ?」と記されているように、優秀な児童が尋常小学校卒業後に中学校に流れることを防ぐ意図もあった。ところが生徒募集という現象的問題は、中学校と実業学校の学校制度上の関係という重要な問題と深く関わっていた。以下、1920年代後半以降の工業学校の学校制度上の位置を、中学校などと比較しながら検討することとする。

1921(大正10)年の改革以前は、農業学校・商業学校の甲種のものおよび工業学校は、予科は別として、制度上、高等小学校(すなわち小学校の8か年の課程修了後)から接続していた。しかし、前述したように、1921(大正10)年の実業

学校の改革により、尋常小学校卒業程度を入学資格とする甲種実業学校の設置が認められ、それが甲種実業学校の主流となるにおよんで、入学資格と修業年限は中学校と同様になった。そして、このことは、甲種実業学校を中学校と同等の教育を施す学校とみる観念を強めた。さらに、前述したように、1924(大正13)年の文部省告示により甲種実業学校卒業者に専門学校入学資格検定の無試験検定の指定を与えたことによって、それが一定の制度的実体をともなうようになった。修業年限5か年の甲種実業学校は、制度形態のみならず教育の内実も、中学校と同等とみなされるようになったのである。1943(昭和18)年に、中学校、実業学校、高等女学校の三つの学校制度は中等学校として一括されるが、これは、中等程度の実業教育を含み込むなど、中等教育の内容と性格の変化を示している。さらに、第二次大戦後は周知のように、中学校

と高等学校として中等教育の一元化が達成された。第一次大戦後の1920年代の実業学校制度の変容は、このような中等教育の歴史的発展の第一の画期をなすものである。

ところで、第一・第二工業学校が開校した1926(大正15)年度の岐阜県をみると、尋常小学校卒業程度を入学資格とする修業年限5か年の学校は、中学校8校のほか、岐阜・大垣・中津の商業学校3校であった⁹⁾。したがって、学則変更により、工業学校は中学校、商業学校と学校体系上並列・競合する中等程度の学校として発足したのである。中等教育の歴史のなかに位置づけて評価するならば、岐阜県の工業学校的学則変更は、中等教育の発展過程のひとまとめることができる。

第2節 第一・第二工業学校の教育課程

開校直前の学則変更⁹⁾によって、第一工業学校では新たに機械科が増設され、学科は染織科、土木科と合せて計3科となり、生徒定員は修業年限の変更もあり475名(1学年あたり95名)に増えている。学級数は染織科が5学級(各学年1学級)、土木科と機械科を合せて8学級(第1・2学年は両学科合せて各学年1学級として編成、第3学年以上は学科毎に1学級として編成)の計13学級であった。第二工業学校では、設置認可時と同じ機械科、電気科、建築科の計3科であったが、修業年限の変更により、生徒

第8表 第一・第二工業学校各学科第1・2学年の毎週教授時数(1926年4月開校時学則)

学科	学年	第1学年	第2学年
修身		1	1
国語		6	6
英語		6	6
数学		算術・代数6	代数・幾何6
地理及歴史		3	3
博物		2	—
物理及化学		—	2
図画		3	3
体操		自在画3	用器画3
	計	30	30

注. 前掲「岐阜県第一・第二工業学校程度、生徒定員変更及学科課程改正並第一工業学校機械科増設認可」(文部省公文書)および『岐阜県公報』による。

定員は475名(1学年あたりの定員は当初より5名減少)となっている。学級数は機械科5学級と土木科と電気科を合せた8学級の計13学級(編成は第一工業学校の場合と同様)であった。

教育課程は、両校の各学科とも第1・2学年は共通で、第8表のようになっていた。これによると、第1・2学年には、工業の専門科目や実習などは課せられず、教育課程は普通教科の学科目から構成されている。したがって、第一・第二工業学校の第1・2学年の教育課程と当時の中学校のそれ(中学校施行規則で規定されていた毎週教授時数、第9表)を比較するとかなり類似している。ただ、前者では工業学校としての性質から、「図画」が第1・2学年で3時間(中学校は1時間)課せられている。また、「国語」の毎週教授時数は2時間少なく、第2学年の「英語」も1時間少ない。代わりに「数学」が2時間多くなっている。そして、毎週教授時数の合計は、中学校より1時間ないし2時間少なく、第1・2学年とも30時間となっている。

次に、第3学年以上の教育課程をみてみよう。第一・第二工業学校の各学科の第3学年以上の教育課程は第10~14表の通りである。第3学年

第9表 中学校各学科の毎週教授時数
(1911年中学校令施行規則中改正)

学科	学年	1年	2年	3年	4年	5年
修身		1	1	1	1	1
国語及漢文		8	8	6	5	5
外國語		6	7	7	5	5
歴史	3	3	3	3	3	3
地理		3	3	3	3	3
数学		4	4	5	4	4
博物		2	2	2	2	—
物理及化学		—	—	2	4	4
法制及経済		—	—	—	—	2
実業		—	—	—	2	2
図画		1	1	1	1	1
唱歌		1	1	—	—	—
体操		5	5	5	5	5
計		31	32	32	32	32

※「法制及経済、実業、唱歌ハ当分ノ内之ヲ欠クコトヲ得」「実業ハ随意科目ト為スコトヲ得」と定められていた。

注. 文部省内教育史編纂会『明治以降教育制度発達史』第5巻 p.146. による。

両大戦間期の工業学校教育の展開(三羽)

第10表 第一工業学校染織科第3学年以上の各学科目の毎週教授時数
(1926年4月開校時学則)

学年 学科目	第3学年	第4学年	第5学年
修身	1	1	1
国語	3	3	2
英語	4	4	4
数学	4	4	三角法 2
物理及化学	5	3	—
図画	自在画・用器画 3	図案 2	—
法制及経済項	—	—	2
工業要體操	—	—	3
機械学	—	2	—
色染法	2	2	1
機織法	2	2	1
織物原料	2	—	—
整理	—	—	1
力織機	—	1	1
紡績學	—	—	2
分析	—	—	5
製図及実習	10	12	13
計	39	39	39

注. 原資料は、第8表と同じ。

第11表 第一工業学校土木科第3学年以上の各学科目の毎週教授時数
(1926年4月開校時学則)

学年 学科目	第3学年	第4学年	第5学年
修身	1	1	1
国語	3	3	2
英語	4	4	4
数学	4	4	三角法 2
物理及化学	5	3	—
図画	自在画・用器画 3	—	—
法制及経済項	—	—	2
工業要體操	—	—	3
機械学	—	—	2
家屋構造	—	—	1
構造強弱学	—	応用力學 2	構造強弱 2
材料學	土木用材料 2	—	—
規矩法	—	2	—
施工法	—	—	仕様見積設計法 1
地質學	—	1	—
河海工學	—	—	2
水理及土地改良	1	1	1
橋梁・道路及鉄道	2	2	2
発電水力学	—	電気工學 1	発電水力学 2
測量法	2	2	—
製図及実習	9	10	11
計	39	39	39

注. 原資料は、第8表と同じ。

第12表 第一・第二工業学校機械科第3学年以上の各学科の毎週教授時数
(1926年4月開校時学則)

学科目 \ 学年	第3学年	第4学年	第5学年
修 身	1	1	1
国 語	3	3	2
英 語	4	4	4
数 学	代数・幾何 4	代数・幾何 4	三角法 2
物 理 及 化 学	力学 5	力学 3	—
図 画	自在画・用器画 3	—	—
法 制 及 経 済 工 業 要 項	—	—	2
体 操	3	3	3
工 作 法	2	2	—
機 械 学	力学・機構学 3	機 構 学 3 機 械 強 弱 学 3	—
原 動 機	—	汽 缸 2	汽機・タービン 4 内燃機関
水 力 学	—	—	水力学・ポンプ 2 水車・水圧機
電 気 工 学	—	電 気 機 氣 1	電 気 機 械 2
製 造 用 機 械	—	—	2
製 図 及 実 習	11	13	15
計	39	39	39

注. 原資料は、第8表と同じ。

第13表 第二工業学校電気科第3学年以上の各学科の毎週教授時数
(1926年4月開校時学則)

学科目 \ 学年	第3学年	第4学年	第5学年
修 身	1	1	1
国 語	3	3	2
英 語	4	4	4
数 学	代数・幾何 4	代数・幾何 4	三角法 2
物 理 及 化 学	力学 5	力学 3	—
図 画	自在画・用器画 3	—	—
法 制 及 経 済 工 業 要 項	—	—	2
体 操	3	3	3
機 械 学	1	2	4
工 作 法	工作法・電気用具 2	2	—
電 気 磁 気	2	—	—
電 气 機 械	直流理論及機械 1	直流理論及機械 1	直流理論及機械 3
電 气 応 用	—	電 燈・電 力 2	電 燈・電 力 2
電 力	—	電 気 鉄 道 2	電 气 鉄 道 2
製 図 及 実 習	10	発電所・電力 2 輸送・配電 2	発電所・電力 2 輸送・配電 2
計	39	12	14
		39	39

注. 原資料は、第8表と同じ。

第14表 第二工業学校建築科第3学年以上の各学科の毎週教授時数
(1926年4月開校時学則)

学科目 \ 学年	第3学年	第4学年	第5学年
修身	1	1	1
国語	3	3	2
英語	4	4	4
数学	代数・幾何 4	代数・幾何 4	三角法 2
物理及化学	5	3	—
図画	自在画・用器画 3	—	—
法制及経済項	—	—	2
工業要体操	3	3	3
機械学	—	—	1
家屋構造	和風・洋風 3	和風・洋風 3	洋風 2
構造強弱学	—	応用力學 2	構造強弱 1
材料学	建築材料 2	—	—
規矩法	—	2	—
施工法	—	—	仕様見積設計法 2
建築学	—	室内装飾法 2	特殊建築 4
測量法	—	—	建築沿革史 2
製図及実習	11	12	13
計	39	39	39

注。原資料は、第8表と同じ。

以上では専門の科目や製図・実習が課せられ、専門課程ともいべき性格をもっていることがわかる。また、両校ともに設置されている機械科は、同一の教育課程が編成されており、他の学科も編成の傾向が良く似ている点からみて、同じプランで構想されたと考えられる。

さて、学則の変更による教育課程の改正は、修業年限の変更にともなう改正だけであったのであろうか。設置認可の際の学則に掲げられていた教育課程と改正後のものと比較してみよう。第15表と第16表は第一・第二工業学校の設置認可の際の教育課程である。ここにあげてある第1学年から第3学年は、新学則の第3学年から第5学年に相当するので、対応学年ごとに各学科の毎週教授時数を比べると、染織科(第一工業学校)を除いて、旧学則では新学則より実習が多い。特に、旧学則の機械科の第2・3学年では、全教授時数の半分ほどを実習と製

図にあてるなど、第2・3学年では実習が重視されている。それに対して、新学則では専門の学科の授業時数が多くなっている。そして専門の学科では、すべての学科で「機械学」を、土木科と建築科で「材料学」を課すなど工学の基礎理論的分野の教育が重視されている。普通教科では、第4・5学年(旧学則の第1・2学年に対応)で授業時数が増えている。しかし、その内容は「英語」と「体操」が各1時間ずつ多くなっているもので必ずしも德育の強化には直接関係がない。むしろ、制度上中学校と同等であることを配慮したものではないかと考えられる。学則変更による教育課程の改正は、修業年限の変化にともなうものだけではなく、教育課程編成の方針も變っているようである。

このような第一・第二工業学校の教育課程は、全国的動向と比べてどのような特徴をもっているのであろうか。文部省は、工業学校規程の改

第15表 第一工業学校設置認可時の各学科の毎週教授時数（1924年7月認可学則）

染 織 科			土 木 科				
学 科 目	第1学年	第2学年	第3学年	学 科 目	第1学年	第2学年	第3学年
修 身	1	1	1	修 身	1	1	1
国 語	4	3	2	国 語	4	3	2
数 学	5	3	3	数 学	6	4	3
物 理	3	2	—	物 理	3	2	—
化 学	2	2	—	化 学	2	—	—
図 画	3	2	—	図 画	3	3	—
体 操	2	2	2	体 操	2	2	2
英 語	4	3	3	英 語	4	3	3
法 制 経 済	—	—	2	法 制 経 游	—	—	2
機 械 学	—	2	2	地 質 学	1	—	—
織 物 原 料	1	—	—	施 工 法	1	2	2
機 織 法	2	3	(織) 3	測 量	1	1	1
燃 素 繊 繢	—	—	1	応 用 力 学	—	1	2
色 染 法	2	2	(染) 2	交 通 工 学	1	1	2
仕 上 法	—	—	1	河 海 工 学	—	—	2
化 学 分 析	—	—	{(染) 5 (織) 2}	水 道 及 び 水 発 電 水 力 学	—	—	1
図 製 図	—	2	2	家 屋 構 造	—	1	—
実 習	10	10	{(染) 11 (織) 13}	機 械 工 学 大 意	—	—	1
計	39	39	39	製 図 及 実 習	10	15	15
				計	39	39	39

* 第3学年で(染)または(織)とあるのは、「生徒ノ志望ニ依リ其ノ一方ヲ課スルモノトス」とされていた。

注 原資料は、前掲「岐阜県第一工業学校 岐阜県第二工業学校設置認可」(文部省公文書)による。

正にともない、1923(大正12)年に工業学校教育課程の標準を例示した。そこで示された「工業学校学科課程」は、尋常小学校卒業程度を入学資格とする修業年限5か年の工業学校のものであり、ちょうど時期も制度も第一・第二工業学校と同じであって比較が可能である。これまでの研究¹⁰⁾で、それに掲げられた教科の毎週教授時数を、普通および専門の中の各領域ごとに分類集計したものがある。それにしたがって、第一・第二工業学校の各学科で課せられた教科の毎週教授時数を分類集計したものが、第17表である。それによって、1923(大正12)年の「工業学校学科課程」と第一・第二工業学校の教育課程を比較してみよう。すると先ず第一に目につくことは、第一・第二工業学校の教育課程では、第1・2学年で専門科目や製図・実習が課せら

れていないことである。第3学年以上でも比較的製図と実習の時間が少ない。したがって、全学年を通して、「工業学校学科課程」では実習と製図の時間が全教授時数の36.5%あるが、第一・第二工業学校の各学科では20%内外しかない。第二に、第3学年以上、特に最終学年においても、理数科目(「数学」と「物理及化学」)を除いた普通教科(「図画」を含める)の教授時数が非常に多いことが目につく。「工業学校学科課程」では、理数科以外の普通教科教授時数は全学年を合計した教授時数の26.8%であるが、第一・第二工業学校の各学科では47%程度にもなっている。実に、全教授時数の半分近くまでが、理数科以外の普通教科の時間となっているのである。さらに、理数科も含めた普通教科全体では全学年を合計した教授時数の65%程度

両大戦間期の工業学校教育の展開(三羽)

第16表 第二工業学校設置認可時の各学科の毎週教授時数(1924年7月認可学則)

機械科				電気科				建築科							
学科目	学年	1	2	3	学科目	学年	1	2	3	学科目	学年	1	2	3	
修業	身語	1	1	1	修業	身語	1	1	1	修業	身語	1	1	1	
国	4	3	2	国	4	3	2	国	4	3	2	国	4	3	2
数学	6	4	3	数学	6	4	3	数学	6	4	3	数学	6	4	3
物理	3	2	—	物理	3	2	—	物理	3	2	—	物理	3	2	—
化英	2	—	—	化英	2	—	—	化英	2	—	—	化英	2	—	—
体操	4	3	3	体操	4	3	3	体操	4	3	3	体操	4	3	3
图画	2	2	2	图画	2	2	2	图画	2	2	2	图画	2	2	2
法制經濟	—	—	2	法制經濟	—	—	2	法制經濟	—	—	2	法制經濟	—	—	2
工作法	2	1	—	工作法	2	1	—	工作法	2	3	4	工作法	2	3	4
応用機械学	—	2	1	応用機械学	—	2	—	応用機械学	—	—	—	応用機械学	—	—	—
発電機	—	2	—	原動機	—	—	2	原動機	—	—	2	原動機	—	—	2
電気工学	—	—	2	電磁気測定法	—	4	5	電磁気測定法	—	—	5	電磁気測定法	—	—	5
				電気機械	—	1	2	電気機械	—	—	2	電気機械	—	—	2
				応用電気	—	—	3	応用電気	—	—	3	応用電気	—	—	3
				発電所及送電配電法	—	—	—	発電所及送電配電法	—	—	—	発電所及送電配電法	—	—	—
特別講義	—	—	1	製図及実習	12	16	14	製図及実習	12	16	14	製図及実習	10	16	14
計	39	39	39	計	39	39	39	計	39	39	39	計	39	39	39

注. 原資料は、第15表と同じ。

第17表 第一・二工業学校の教科領域別毎週教授時数の比較

教科種別	学年	工業学校学科課程 (1923年 専常小学校卒5才年)					岐阜県第一工業学校染織科 (1926年)					岐阜県第一工業学校土木科 (1926年)							
		1	2	3	4	5	計(%)	1	2	3	4	5	計(%)	1	2	3	4	5	計(%)
普通教科	理数科以外	19	15	9	9	4	56(26.6)	24	22	14	13	12	85(48.0)	24	22	14	11	12	83(46.9)
	理数科	7	8	8	6	4	33(17.5)	6	8	9	7	2	32(18.1)	6	8	9	7	2	32(18.1)
	計	26	23	17	15	8	89(47.1)	30	30	23	20	14	117(66.1)	30	30	23	18	14	115(65.0)
専門教科	学科	1	2	6	9	13	31(16.4)	0	0	6	7	12	25(14.1)	0	0	7	11	14	32(18.1)
	製図及実習	9	11	16	15	18	69(36.5)	0	0	10	12	13	35(19.8)	0	0	9	10	11	30(16.9)
	計	10	13	22	24	31	100(52.9)	0	0	16	19	25	60(33.9)	0	0	16	21	25	62(35.0)
合計		36	36	39	39	39	189(100.0)	30	30	39	39	39	177(100.0)	30	30	39	39	39	177(100.0)

教科種別	学年	岐阜県第一・第二工業学校機械科 (1926年)					岐阜県第二工業学校電気科 (1926年)					岐阜県第二工業学校建築科 (1926年)							
		1	2	3	4	5	計(%)	1	2	3	4	5	計(%)	1	2	3	4	5	計(%)
普通教科	理数科以外	24	22	14	11	12	83(46.9)	24	22	14	11	12	83(46.9)	24	22	14	11	12	83(46.9)
	理数科	6	8	9	7	2	32(18.1)	6	8	9	7	2	32(18.1)	6	8	9	7	2	32(18.1)
	計	30	30	23	18	14	115(65.0)	30	30	23	18	14	115(65.0)	30	30	23	18	14	115(65.0)
専門教科	学科	0	0	5	8	10	23(13.0)	0	0	6	9	11	26(14.7)	0	0	5	9	12	26(14.7)
	製図及実習	0	0	11	13	15	39(22.0)	0	0	10	12	14	36(20.3)	0	0	11	12	13	36(20.3)
	計	0	0	16	21	25	62(35.0)	0	0	16	21	25	62(35.0)	0	0	16	21	25	62(35.0)
合計		30	30	39	39	39	177(100.0)	30	30	39	39	39	177(100.0)	30	30	39	39	39	177(100.0)

※ 岐阜県第一・第二工業学校の学科課程においては、「修身」「国語」「英語」「数学」「地理及歴史」「博物」「物理及化学」

「図画」「法制及経済」「体操」を普通教科とし、うち「歴史」と「物理及化学」を理数科とした。

注. 「工業学校学科課程(1923年)」の部分は、細谷寅夫「技術教育」(1944年)p.324による。岐阜県第一・第二工業学校については、原資料は第8表と同じ。

をも占めている。当時の政策動向と比較しても、第一・第二工業学校の教育課程は普通教育を重視したものとなっている。

その他特徴的な点を、各教科領域にたちいってやや具体的にみてみよう。普通教科で注目されるのは「図画」である。「図画」は第3学年まで各科で(染織科では第4学年)に「図案」の内容を2時間課している)毎週3時間課している。さらに、第一・第二工業学校の入学試験には、中学校、商業学校と異なり、「国語」「算術」「理科」のほか「図画」が課せられた⁹⁾。変更前の設置認可時の学則では「図画」ではなく「地理・歴史」を入試科目に掲げていたので、第一・第二工業学校では学則変更により「図画」を重視したといえよう。次に、専門教科のうちの学科と製図・実習との時間の比率についてみてみよう。これは、学科によってやや異なり、土木科(第一工業学校)は比較的学科の教授時数が多く、その内容は、「材料学」から「測量学」まで多岐にわたっている。製図・実習は「製図及実習」とひとまとめにして教科編成してあるが、その時間数は、機械科で比較的多くなっている。

以上、第一・第二工業学校の教育課程の特徴を検討したが、全体としていえることは、学則変更の認可申請理由にも記されていたことがあるが、普通教科が重視されていたことである。これは、前述したように、当時の実業学校教育の政策でもあったが、第一・第二工業学校では、とりわけ「英語」「体操」などの普通教育が重視されていた。これは、工業学校の教育課程において中等教育への接近を示す事例とみるとできよう。学校体系の面のみでなく教育課程の面においても、工業学校教育の中等教育への変容の動きが指摘できるのである。

第3節 多治見工業学校の教育課程

(1) 甲種課程の設置

1923(大正12)年度に岐阜県当局は、工業学校2校の新設とともに、岐阜県土岐窯業学校に、乙種程度の課程のほか、新たに甲種程度の課程

を設置する計画を立てた。この計画は、同年11月の通常県会の議決を経、1924(大正13)年2月に文部省に認可申請¹⁰⁾が出された。認可申請にあたっては、「設置区域内ニ於ケル当該実業ノ情況」などの書類を付し、乙種程度では、「工業ノ発展ト時運ノ進歩トニ依リ其ノ卒業生ノミニテハ地方実際ノ要求ヲ満足スニ足ラサルヲ以テ」と、その設置申請理由を説明している。また、同時に名称を「岐阜県多治見工業学校」と改称することを申請している。文部省の認可は3月に出され、当初の計画通り、土岐窯業学校では1924(大正13)年4月から名称を変更し甲種課程を設置した。

これにより、多治見工業学校は、従来までの課程を第一部(乙種の課程)、新設課程を第二部(甲種の課程)と称し、甲・乙両課程併置の工業学校となった。第一部は入学資格が尋常小学校卒業程度で修業年限3か年の生徒定員100名、第二部は入学資格を第一部第2学年修了程度とし、修業年限3か年で生徒定員90名の課程である。なお、各課程とも実習の内容によって、陶画科、模型科、醸造科の3科に分けて生徒募集がなされている。

(2) 教育課程の特徴

多治見工業学校の第二部を卒業すると5か年の工業教育を受けたことになるが、乙種程度の第一部はそれ自体で完成教育をめざしているので、5年一貫制の場合と教育課程の編成がやや異なる。たとえば、第一部では第1学年から実習があり、その時間数も毎週8時間とかなり多い。第2・3学年では、実習は15時間と総授業時数の37.5%にも及び、実習と「製図」をあわせた時間は、第3学年で総授業時数の42.5%にもなっている。専門科目も、第1学年以降で「図案」が、第2学年以降で「製陶法」が、第3学年で「製図」が置かれているが、実習に比べて学科の時間は少なく、実習重視の教育課程編成といえる(第18表)。

この点は、ともに第一部第2学年修了者が進級する第一部第3学年と第二部第1学年の両者

両大戦間期の工業学校教育の展開(三羽)

第18表 多治見工業学校の各部各学科の毎週教授時数(1924年4月)

第一 部				第二 部			
学 科 目	第1学年	第2学年	第3学年	学 科 目	第1学年	第2学年	第3学年
修 身	1	1	1	修 身	1	1	1
国 語	5	4	3	国 語	4	3	2
数 学	5	4	2	数 学	4	4	2
理 科	5	4	2	物 化	2	2	—
地 理	4	2	—	英 語	5	5	4
歴 史	—	—	—	図 画	3	2	2
英 語	2	2	3	法 制	—	—	2
図 画	3	3	3	商 事	—	—	—
法 制	—	—	1	經 濟	—	—	—
經 濟	—	—	—	要 項	—	—	—
体 操	2	2	2	操 作	2	2	2
製 陶	—	1	4	製 陶	4	4	3
圖 案	1	1	2	圖 案	2	2	2
				地 質	2	—	—
				鉱 物	—	—	1
				応用機械学大意	—	—	2
製 図	—	—	2	分 析	—	—	2
實 習	8	15	15	製 図	2	2	2
計	36	39	40	實 習	6	11	15
				計	39	40	40

注 原資料は、「岐阜県多治見工業学校設置」(文部省文書課記録掛文書) および「岐阜県公報」による。

の教育課程を比較すると明らかである。実習に第一部第3学年では15時間の毎週教授時数が配当されているが、第二部第1学年では6時間しか配当されていない。「製図」、「製陶法」、「図案」など専門学科の教授時数は第一部第3学年と同じなので、実習の少ない分は普通教科の時間数が多くなっている。普通教科では、工業教育の基礎となる理数系学科目の教授時数が多い。第一部の「理科」に相当する教科は、第二部では「物理」、「化学」に分かれており、第二部第1学年ではそれぞれ毎週教授時数が2時間ずつ配当されている。しかし、第一部第3学年では、「理科」に2時間しか配当されていない。その他、「数学」で2時間、「英語」で2時間、「国語」で1時間、それぞれ第二部の毎週教授時数が多くなっている。第一部と比較して第二部第1学年では、理数系学科目を中心にして普通教育が重視されているといえよう。

次に、第二部第2学年以上をみてみよう。第

2学年では実習の時間が増加しているが、第一部の第2・3学年ほど多くはない。第3学年では15時間で、第一部第2・3学年と同じになっているが、「分析」と「応用機械学大意」という専門科目が置かれているのが特徴的である。なお、第3学年に置かれている「法制・経済」は、第一・第二工業学校では「工業要項」を含んで教授されているが、多治見工業学校の第二部では「商事要項」となっている。個人経営者が多いという土岐地方の製陶業の実情を配慮したものと推測される。

最後に、多治見工業学校と第一・第二工業学校の教育課程を比較してみよう。多治見工業学校の各学年の毎週教授時数を領域毎に分類したのが第19表であるが、これを先に示した第一・第二工業学校のものと比較すると、多治見工業学校では専門教科のうち学科の時間が少なく、実習の配当時間が極めて多いことが明らかである。この傾向は第一部において特に顕著である。

第19表 多治見工業学校の教科領域別毎週教授時数（1924年4月）

教科種別	学年	第一 部				第二 部			
		1	2	3	計	1	2	3	計
普通教科	理数科以外	17	14	13	44 (38.3)	15	13	13	41 (34.5)
	理 数 科	10	8	4	22 (19.1)	8	8	2	18 (15.1)
	計	27	22	17	66 (57.4)	23	21	15	59 (49.6)
専門教科	学 科	1	2	6	9 (7.8)	8	6	8	22 (18.5)
	製図及実習	8	15	17	40 (34.8)	8	13	17	38 (31.9)
	計	9	17	23	49 (42.6)	16	19	25	60 (50.4)
合 計		36	39	40	115(100.0)	39	40	40	119(100.0)

※ 「图画」は普通教科に、「图案」「地質鉱物」は専門教科に含めた。

注：原資料は第18表と同じ。

また、先にみたように、専門科目の種類も、多治見工業学校では第一・第二工業学校よりもかなり少ない。これは、第一・第二工業学校が近代的工業技術の教育を目的として、専門科目や普通科目など学理的分野を重視しているのに対し、多治見工業学校が実際的技術の伝習を重視しているからであると考えられる。その点では、多治見工業学校は「在来型」・「産地型」の工業学校といえよう。しかし、にもかかわらず、修業年限の延長や普通教育の重視など中等教育への接近がみられることは注目されるところである。

- 1) 前掲「岐阜県第一、第二工業学校程度、生徒定員変更及学科課程改正並第一工業学校機械科増設認可大正十五年三月一七日（一括）」
- 2) 文部省『資料 臨時教育会議』第一集総覽（解説および基本史料）1979年 p.141.
- 3) 海後宗臣編『臨時教育会議の研究』1960年 p.805. 引用部分は、大蔵隆雄の執筆である。
- 4) 同上書 p.805.
- 5) 前掲『資料 臨時教育会議』第一集 p.142.
- 6) 文部省『産業教育百年史』（1986年）では、臨時教育会議における実業学校での人格陶冶の強調は、「マルキシズム思想の流行」など「社会思想」の「混乱複雑化」に対処するための「思想対策」であったと位置づけている。（同書 p.p.33~36など。）
- 7) 前掲「岐阜県第一、第二工業学校程度、生徒定員変更及学科課程改正並第一工業学校機械科増設認可大正十五年三月一七日（一括）」書類中の学則変更理由による。
- 8) 前掲『第三十六回岐阜県統計書（教育）』による。
- 9) 開校直前の学則変更による教育課程などについては、文部省への学則変更申請書類（資料は注7と同

じ。）による。

- 10) 原正敏「教育内容研究は敗戦から何を学んだか——技術教育の場合〈その2〉」『教育』1968年9月号 p.107.
- 11) 「岐阜県多治見工業学校設置」書類による。前掲「岐阜県公立実業学校設置廃止認可」文書中所収。なお、多治見工業学校の甲種課程設置にともなう教育課程の変更については同資料による。

ま と め

本論文では、主に1926（大正15）年の岐阜県における甲種工業学校の開設を事例として、両大戦間期の工業学校教育の変容過程について考察を加えてきた。以下では、これまでの考察で明らかになった点を、各章の内容に即して簡単にまとめておくことにする。

第I章では、1910年代以降に工業学校の学校数・生徒数の増加が著しいこと、その増加は甲種の工業学校での増加として特徴づけられることなどを明らかにした。また、1920年代以降、甲種工業学校の学科のなかで電気、化学、機械関係のものの増設が多い点は、岐阜県第二工業学校の設置と軌を一にするものである。しかし、第一工業学校にみられるような繊維関係の学科については、1920年代以降、他学科と比べてさほど顕著な増設はみられない。

第II章では、岐阜県の工業学校開設の背景を考察した。岐阜県は大正期まで中等教育の整備が非常に遅れた府県の一つであったが、第一次大戦期以降は中等学校増設要求が県民の間に高

また、中等程度の学校のうち整備が最も遅れた工業学校も、1920年代には開設の機運が出てきた。その背景には、第一次大戦以降の岐阜県工業の発展とその構造変化があった。たとえば、織物業や陶磁器業で品質改善のための技術水準の向上が要求されたこと、電気、化学、紡績などの近代的大工業の展開も始まったことなどがあげられる。こうしたなかで、工業学校開設は全県民的な世論となつた。

第III章では、工業学校と工業試験場との密接な関係について明らかにした。岐阜県工業試験場と第一工業学校、岐阜県陶磁器試験場と多治見工業学校は、それぞれ試験場長が工業学校長を兼ねるなど強力な連繋のもと、岐阜県における織物業と陶磁器業の技術指導のセンターとして機能した。工業学校の開設に際しても、試験場は重要な役割を果している。

第IV章では、第一・第二工業学校の開設までの経緯を、やや詳細に明らかにした。そこでは、工業学校設置経費の県費負担を最小限に押さえるため、設置地域への寄付金の割り当てなど、地元負担が極めて大きかったことが特徴的である。県の財政事情などにより、開校の延期が図られたが、地元地域の協力などで1年延期の後、開校することができた。以上、第II章から第IV章で、県民の要求や地域産業の実情と密接に関わりながら、さらに、地元住民の熱心な協力によって工業学校教育が形成されたことを明らかにした。

第V章では、そこで形成された工業教育のなまきを明らかにした。すなわち、第一・第二工業学校および甲種課程を新設した多治見工業学校のそれぞれの教育課程の特徴を、当時の政策動向に照らして検討した。第一・第二工業学校は、開校直前に学則変更を行なっているが、それは普通教育の重視を目指すものであり、臨時教育会議から工業学校規定改正に至る当時の政策動向と一致するものである。しかしながら、

第一・第二工業学校では、とりわけ普通教育が重視されている。さらに、普通教育の重視と関係して、尋常小学校卒業程度の入学資格で修業年限5か年の制度に変更した。これもまた、当時の工業学校制度の動向と方向を同じくしている。いわば、教育課程の変化と学校制度の変化が密接に関連しながら運動しているのであるが、本論で検討したように、それは、教育内容と学校制度の両面における、工業学校教育の中等教育への変容の動きと位置づけることができる。そして、制度や教育課程など、その変容の契機となったのは、1921(大正10)年の実業学校令の改正および工業学校規定の改正であった。したがって、1920年代の実業学校・工業学校の改革は、単なる量的拡大¹⁾の契機ではなく、内容上・制度上の変容の重要な画期といえる。

1) 細谷俊夫『技術教育概論』1978年、では、1920年代の工業学校教育の動向を、以下のように評価している。「制度の改革よりも主としてその量的拡大に施策の重点がおかれた。大正九(一九二〇)年に実業学校令の改正、翌一〇(一九二一)年に諸規程の改正が行われ、工業教育についても従来の徒弟学校が廃止されて工業学校に融合したこと、商業学校と並んで工業学校に夜間教授が認められたことなどの部分的な改正がみられたが、いずれも改革というよりも修正という程度のものであった。」(p.121)しかしながら、本論文で明らかにしたように、1920年代の改革は、教育課程や学校制度に関わる重要な変容の画期であったと考えられる。単に法令上の文言だけを評価するのではなく、その法令の改正などを契機として変容しつつある具体的な工業学校教育を、地域の実態に即して考察していく必要があろう。

追記：本論文作成のための資料の閲覧等に関し、岐阜県立岐阜工業高校、同大垣工業高校および同多治見工業高校の教職員の方々にお世話をになった。また、岐阜県織維試験場および岐阜県陶磁器試験場の職員の方々には、試験場の沿革等について御教示願った。末尾ながら感謝したい。(1988年1月28日脱稿)

